
事業概要



令和6年度

広島県北部厚生環境事務所
広島県北部保健所

目 次

I 概 況

1	管内の概況	1
2	管内図・主要指標	3
3	行政組織と所管業務	4
	(1) 行政組織	4
	(2) 職員の現況	5
	(3) 沿革	5
4	常設の相談等の実施計画	6
5	市別主要指標	7

II 主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	8
2	災害対策	8
3	高齢者等保健福祉対策	8
4	母子・父子・寡婦福祉対策	9
5	医療対策	9
6	健康増進・栄養改善対策	9
7	感染症対策	10
8	歯科保健対策	11
9	精神保健福祉対策	11
10	難病対策	12
11	肝炎ウイルス対策	12
12	母子保健対策	13
13	食品衛生対策	13
14	生活衛生対策	13
15	薬事対策	14
16	環境保全対策	14
17	廃棄物対策	15

Ⅲ 資 料

管内の状況 一覧（その１）	16
管内の状況 一覧（その２）	17

地域保健福祉対策

（１） 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	18
（２） 市町の職員に対する研修・指導の状況	19
（３） 圏域地域保健対策協議会の状況	20
（４） 医師臨床研修受入れ状況	20

高齢者保健福祉対策

（１） 介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	21
（２） 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	22
（３） 運営指導等件数	23

身体障害者等福祉対策

（１） ろうあ者専門相談員の相談指導状況	23
----------------------	----

母子・父子・寡婦福祉対策

（１） 母子福祉資金の貸付状況	24
（２） 父子福祉資金の貸付状況	25
（３） 寡婦福祉資金の貸付状況	26

医療対策

（１） 病院・診療所の状況	27
（２） 立入検査及び使用許可件数	27

健康増進・栄養改善対策等

（１） 給食施設等の指導状況	28
（２） 食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況	29
（３） 健康増進事業実施状況	29
（４） 健康生活応援店の状況	30
（５） 食育圏域連絡会議開催状況	30
（６） 受動喫煙の報告状況	31

感染症対策

（１） 感染症発生状況	32
（２） 結核の状況	33

(3)	感染症発生に伴う指導状況	36
(4)	新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況	36
(5)	エイズ相談及びH I V抗原抗体検査・梅毒検査の状況	36
(6)	健康教育実施状況	37
(7)	肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況、肝炎治療受給者証の交付状況及び 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況	37

歯科保健対策

(1)	訪問指導等の状況	38
(2)	相談事業の状況	38
(3)	市町指導・支援の状況	38

精神保健福祉対策

(1)	精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	39
(2)	精神障害者保健福祉手帳の所持状況	39
(3)	組織育成支援状況	39
(4)	相談指導実施状況	40
(5)	家庭訪問指導状況	41
(6)	個別事例検討会	42
(7)	普及啓発・人材養成実施状況	43
(8)	会議開催状況	43

難病対策等

(1)	特定医療費（指定難病）の承認状況	44
(2)	特定疾患治療研究事業の承認状況	51
(3)	小児慢性特定疾病医療費助成の状況	51
(4)	長期療養児療育相談指導の実施状況	52
(5)	相談事業の実施状況	52
(6)	電話相談及び面接相談等の状況	53
(7)	家庭訪問指導の状況	53
(8)	患者・家族に対する学習会の実施状況	53
(9)	在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況	54
(10)	アレルギー疾患相談事業等実施状況	54
(11)	アスベスト相談状況	55
(12)	森永ひ素ミルク患者対策	55

母子保健対策

(1)	特定不妊治療費助成（先進医療）の申請状況	56
(2)	特定不妊治療費助成（全額自費診療）の申請状況	56

(3)	不妊検査費等助成の申請状況	56
(4)	先天性代謝異常等検査結果指導状況	56

食品衛生対策

(1)	施設数の状況	57
(2)	食品衛生監視指導計画及び実施状況	60
(3)	食品衛生監視指導状況	61
(4)	食品収去検査状況	64
(5)	集団食中毒発生状況	65

生活衛生対策等

(1)	水道施設の監視状況	66
(2)	狂犬病予防業務の状況	66

薬事対策

(1)	薬事監視指導状況	67
(2)	毒劇物監視指導状況	67
(3)	麻薬・覚醒剤立入検査状況	68
(4)	医薬品収去検査状況	69
(5)	献血状況	69
(6)	温泉監視指導状況	69

環境保全対策

(1)	公害関係特定施設の状況	70
(2)	土壌汚染、化学物質対策の状況	70
(3)	フロン排出抑制法 登録事業者登録状況	70
(4)	公害苦情事案の取扱状況	71
(5)	水質事故事案の取扱状況	71
(6)	大気汚染測定網（常設）一覧表	71
	＜光化学オキシダントに係る緊急時措置＞	72
(7)	環境調査の実施状況	73

廃棄物対策

(1)	一般廃棄物処理施設等立入検査状況	74
(2)	産業廃棄物処理業許可等の状況	74
(3)	自動車リサイクル法 登録・許可状況	75
(4)	産業廃棄物処理施設設置状況等	75
(5)	産業廃棄物関係立入指導等状況	76
(6)	産業廃棄物に係る協議等	77

I 概 況

1 管内の概況

(1) 管内区域

管内区域は、三次市・庄原市の2市である。

(2) 地勢等

中国山地の連峰を脊梁とする県の北東部に位置し、島根・鳥取・岡山県と県境を接している。

管内の面積は、2,024.67k㎡で、県の総面積の23.9%を占めているが、その80.8%は森林地帯となっている。

河川は、北から神野瀬川、西城川、東から馬洗川、南から江の川が流れ、三次市で合流し江の川となり日本海へ注いでいる。一方、道後山を水源とする成羽川は、高梁川に合流し、瀬戸内海に注いでいる。

県境一帯は、比婆・道後・帝釈国定公園となっており、道後山をはじめ比婆山連峰、吾妻山など標高1,000mを越す山々が東西に連なっている。

(3) 人口等

管内の人口は、79,453人(R6.1.1現在)で、県内の総人口の約3.0%である。

人口密度は、1k㎡当たり県全体の317.2人に対し39.2人で、県内でも人口密度の低い地域となっている。

少子化・高齢化の影響もあり、令和5年から令和6年にかけて、管内の人口は1,589人減少し、人口減少率は2.0%となっている。

また、管内総人口に対する65歳以上の老年人口比率は40.2%で、県平均30.4%を大きく上回り、15歳未満の年少人口は10.7%で、県平均12.3%を下回り、県内でも老年人口比率が高い地域である。

一世帯当たり人数は2.13人で、令和5年の2.16人に比べ、やや減少している。

(4) 気候

県北に位置する管内は、一般に冷涼な気候で、令和5年の平均の気温(年間降水量)は観測地点で、三次14.6℃(1,424.5mm)、庄原14.0℃(1,401.0mm)、高野12.0℃(1,897.5mm)で冬季は霜の害を受けやすく、管内北部では積雪が1mを超えるところもある。

(5) 産業・文化・生活

令和2年国勢調査による管内の就業分布は、第1次産業が13.9%、第2次産業が20.2%、第3次産業が61.8%であり、第1、2次産業従事者が減少しつつあり、就業者の高次産業への移行が進行している。

文化・学術面では、公立大学法人県立広島大学庄原キャンパスの、情報技術とバイオ技術を中心とした実学重視の教育が着実な成果を挙げ、地域に密着した大学として定着している。

地域振興面では、三次市では、三次ワイナリーや君田温泉森の泉、奥田元宋・小由女美術館、日本妖怪博物館(三次もののけミュージアム)、庄原市では、国営備北丘陵公園や、桜花の郷ラ・フォーレ庄原、道の駅など、余暇利用目的と地元の文化や特産を活かした施設が各地に整備され、地域の活性化が期待される。

(6) 交通

ア 道路

京阪神、九州を結ぶ中国自動車道(三次・庄原・東城にインターチェンジ設置)が県北地域における産業流通・観光振興などの交通基盤となるとともに、高速バスの運行拡充ともあいまって、広島や京阪神へのアクセスが便利となった。

また、平成 27 年 3 月には、中国横断自動車道尾道松江線(通称「中国やまなみ街道」)が全線開通するなど、広域高速交通網が整備されている。

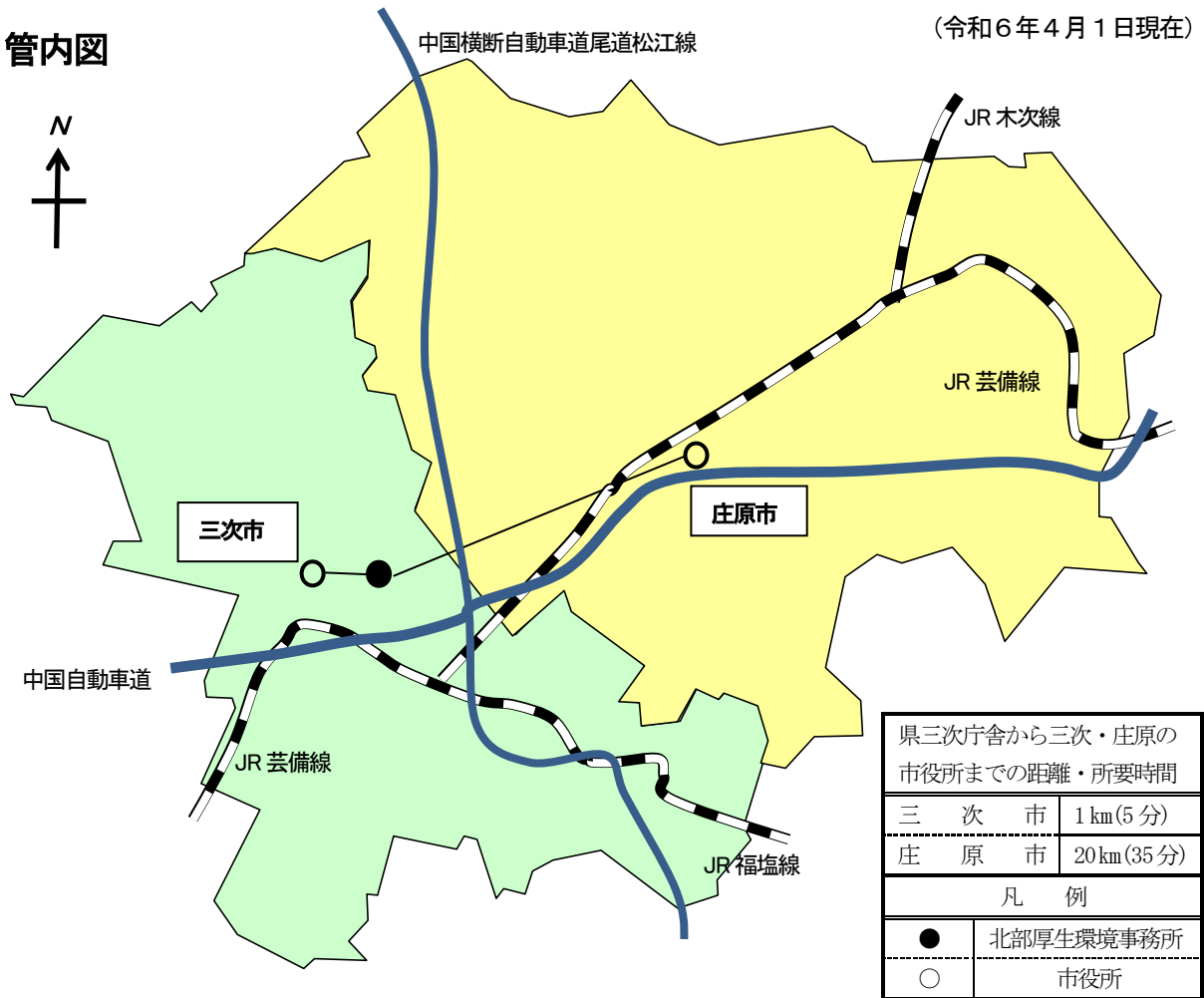
管内の一般道路網は、国道 54 号、182 号、183 号、184 号、314 号、375 号、432 号、433 号、434 号の主要幹線と、主要地方道 21 路線、一般県道 62 路線などで形成され、計画的な道路整備が進められているが、これら国道、主要地方道、一般県道を通行するバスの利用者は、一部の主要路線を除き、減少の傾向にある。

イ 鉄道

J R 三次駅を拠点として、芸備線、福塩線、木次線が延びており、各々、広島、新見、福山、松江につながっている。

通勤・通学等の手段として地域にとって重要な役割を担っているが、利用者の減少傾向は続いている。

2 管内図



主 要 指 標

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
面 積 (k m ²)		2, 024. 67	778. 18	1, 246. 49
世 帯 数		37, 236	22, 653	14, 583
総 人 口		79, 453	47, 978	31, 475
	0 歳 ~ 14 歳	8, 495 (10. 7)	5, 448 (11. 4)	3, 047 (9. 7)
	15 歳 ~ 64 歳	38, 981 (49. 1)	24, 678 (51. 4)	14, 303 (45. 4)
	65 歳 ~	31, 977 (40. 2)	17, 852 (37. 2)	14, 125 (44. 9)
人 口 密 度		39. 2	61. 7	25. 3

(注1) 面 積・・・「令和6年度全国都道府県市区町村別面積」(国土交通省国土地理院)

(注2) 世帯数、総人口、年齢別人口・・・「住民基本台帳年報」(総務省) [令和6年1月1日現在]

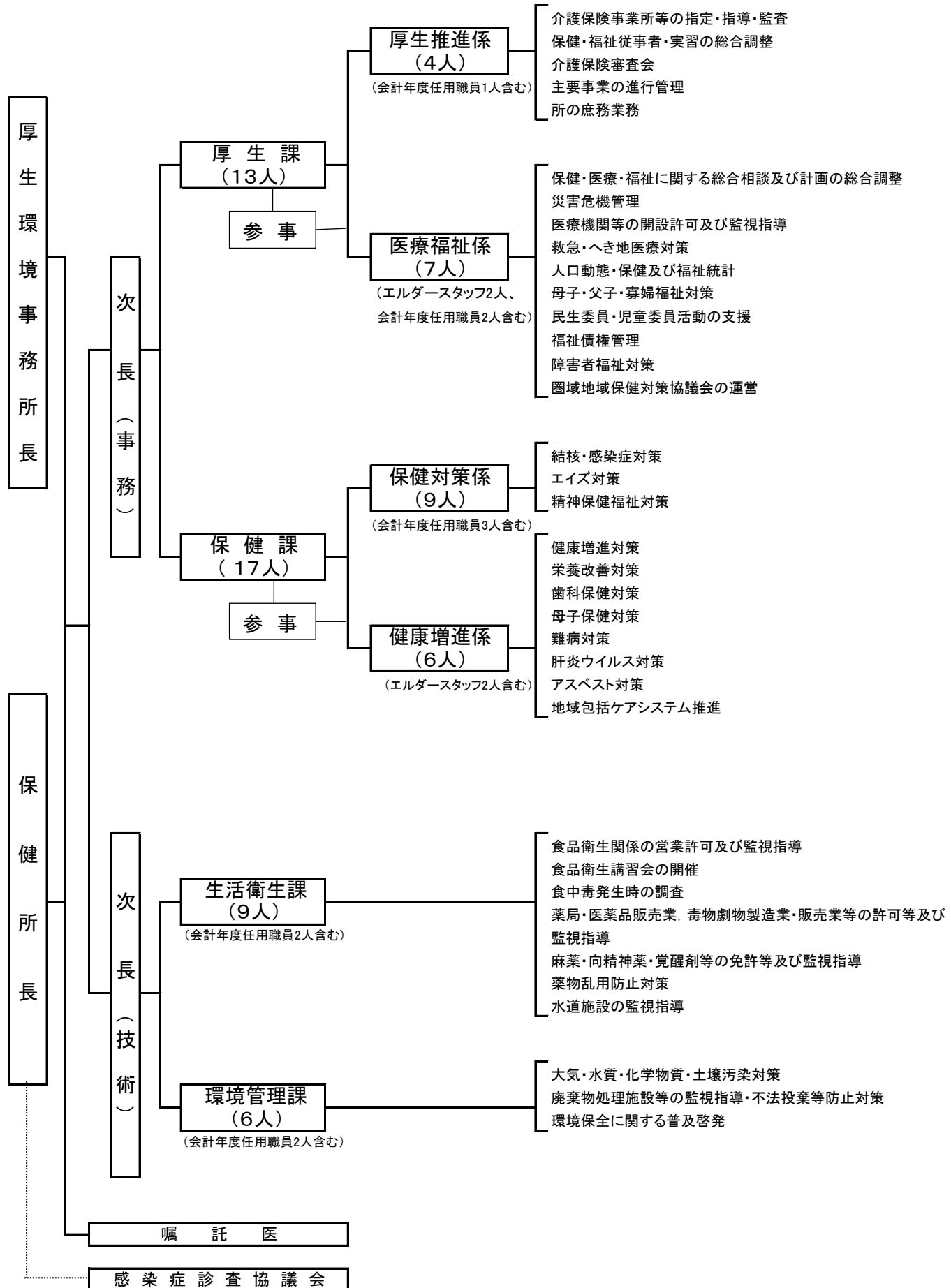
(注3) 総人口年齢区分の下段 () は構成比 (%) を示す。

(注4) 人口密度・・・総人口/面積

3 行政組織と所管業務(北部厚生環境事務所・保健所)

(1) 行政組織

(令和6年4月1日)



(2) 職員の現況

(令和6年4月1日現在)

区 分	職 員 数	内 訳								嘱 託 医	会 計 年 度 任 用 職 員	内 訳					合 計
		医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	薬 剤 師	保 健 師	管 理 栄 養 士	そ の 他 の 技 術 職 員	事 務 職 員			ろ う あ 者 専 門 相 談 員	保 健 業 務 推 進 員	衛 食 生 品 ・ 指 導 事 員 等	産 業 廃 棄 物 排 出 事 業 者 指 導 員	事 務 従 事 員	
総 数	39 (4)	1	1	2	3	11 (2)	4	4	13 (2)	1	10	1	1	2	2	4	50 (4)
厚 生 課	14 (2)		1		1				12 (2)	1	3	1				2	18 (2)
保 健 課	14 (2)	1				11 (2)	1		1		3		1			2	17 (2)
生 活 衛 生 課	7			2	1		2	2			2			2			9
環 境 管 理 課	4				1		1	2			2				2		6

(注) 厚生課には、所長、保健所長、次長(事務)、次長(技術)を含む。 歯科医師及び嘱託医は他の保健所との兼務。

(注) 下段の()内は、エルダースタッフの数で再掲。

(3) 沿 革

北部厚生環境事務所・北部保健所

広島県北部厚生環境事務所		広島県北部保健所		
			三次保健所	庄原保健所
			S18. 12. 1 S19. 10. 20 S26. 5. 1 S29. 3. 31 S30. 3. 31 S30. 4. 1 S31. 9. 30 S39. 4. 1 S41. 4. 15 S44. 4. 28 S48. 4. 1 S53. 3. 10 S53. 3. 31 S53. 4. 1	西城保健所として比婆郡4町16村を管轄し開所 町村合併により、管内が1市5町 比婆郡西条町大字大佐三野原737－34に 鉄筋コンクリート2階建暖房付庁舎を新築 庄原市本町1637－3に 鉄筋コンクリート2階建暖房付庁舎を新築 西城保健所廃止 庄原保健所設置
S26. 10. 1	1	地方事務所にそれぞれ厚生課を設置	三次簡易保健健康相談所(双三郡三次町)の建物を 県に移管し開設、2町8村を管轄 庁舎を新築、移転(十日市町2529)	
S31. 5. 1	1	県内15地方事務所を6地方事務所に統合 (高田、賀茂、豊田、尾道、福山、三次)	管内1市5村となる(三次市誕生) 管内1市1町4村となる(三和町誕生) 管内が1市1町3村となる (川地村が三次市に編入)	
S39. 3. 31	4	地方事務所(福山、尾道、三次、豊田)廃止		
S39. 4. 1	1	三次福祉事務所設置	庁舎増築(木造モルタル造)	
S44. 3. 30	30	三次合同庁舎完成により移転(4階)	三次合同庁舎完成により移転(2階1、154㎡) 三良坂保健所を統合、管内1市3町3村となる	
H 5. 4. 1	1	三次福祉事務所、三次保健所、庄原保健所を統合して、三次合同庁舎内に三次総合福祉保健センター(三次福祉保健センター・三次保健所)を設置、管内1市3町3村(一部2市8町3村)となる。 また、庄原合同庁舎内に庄原地域総合福祉保健センター(庄原地域福祉保健センター・三次保健所庄原支所)を設置、1市5町を管轄		
H11. 4. 1	1	三次合同庁舎の南館(第三庁舎)が増築され、三次福祉保健センター・三次保健所が南館(第三庁舎)2・3階に移転した。 また、庄原地域福祉保健センター・三次保健所庄原支所が縮小され、各種申請受付及び相談業務を除き業務が三次福祉保健センター・三次保健所に移管され当所の管内が2市8町3村となる。(庄原合同庁舎の第三庁舎が増築され庄原地域福祉センター・三次保健所庄原支所が第三庁舎1階に移転)		
H13. 4. 1	1	地方機関の再編整備に伴い、三次福祉保健センターが備北地域事務所厚生環境局に、三次保健所が備北地域保健所となり、庄原地域福祉保健センター・三次保健所庄原支所は廃止され、備北地域保健所サテライトとなって、一部の申請・届出の受理、相談を受付けている。 旧福山福祉保健センター・旧福山保健所管轄の甲奴郡3町が移管され、管轄市町村は、2市11町3村となる。		
H16. 4. 1	1	府中市との合併に伴う甲奴郡上下町の福山地域事務所厚生環境局・福山地域保健所への移管、及び三次市・甲奴町・双三郡6町村の合併により、管轄市町村は、2市6町となる。		
H17. 3. 31	31	庄原市・総領町・比婆郡5町の合併により、管轄市町村は三次市・庄原市の2市となる。		
H21. 4. 1	1	地方機関の再編整備に伴い、備北地域事務所厚生環境局が北部厚生環境事務所に、備北地域保健所が北部保健所となった。 また、併せて試験検査課が廃止された。		

4 常設の相談等の実施計画

(1) ろうあ者相談

(令和6年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
ろうあ者専門相談	生活、福祉相談	原則として、 月曜日～金曜日	10:00～16:45	三次庁舎第3庁舎	

(2) 健康相談

(令和6年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
精 神	心の健康相談	毎月第3火曜日 [4月は第3金曜日]	13:00～14:30	三次庁舎第3庁舎	予 約 制
		令和6年8月29日(木)	14:00～15:00	庄原市役所東城支所	
		令和6年9月25日(水)		庄原市役所 西城保健福祉センター	
エ イ ズ	HIV抗原抗体検査 梅毒検査	毎月第4木曜日	9:00～11:00 (6月・12月は 13:00まで延長)	三次庁舎第3庁舎	
肝 炎 対 策	肝炎ウイルス検査				

(3) その他

(令和6年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
庄 原 サ テ ラ イ ト	食品衛生の 許可等相談	毎月第2、4水曜日 (当日が祝日の場合 には開催しない)	10:00～15:00	庄原庁舎第3庁舎	

5 市別主要指標

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市
面 積 (K m ²)	2,024.67	778.18	1,246.49
世 帯 数	37,236	22,653	14,583
総 人 口	79,453	47,978	31,475
0 ～ 4 歳	2,250 (2.8)	1,530 (3.2)	720 (2.3)
5 ～ 9 歳	2,906 (3.7)	1,839 (3.8)	1,067 (3.4)
10 ～ 14 歳	3,339 (4.2)	2,079 (4.3)	1,260 (4.0)
15 ～ 19 歳	3,451 (4.3)	2,122 (4.4)	1,329 (4.2)
20 ～ 24 歳	2,806 (3.5)	1,774 (3.7)	1,032 (3.3)
25 ～ 29 歳	2,643 (3.3)	1,726 (3.6)	917 (2.9)
30 ～ 34 歳	3,006 (3.8)	1,990 (4.1)	1,016 (3.2)
35 ～ 39 歳	3,538 (4.5)	2,288 (4.8)	1,250 (4.0)
40 ～ 44 歳	4,069 (5.1)	2,542 (5.3)	1,527 (4.9)
45 ～ 49 歳	5,065 (6.4)	3,263 (6.8)	1,802 (5.7)
50 ～ 54 歳	4,904 (6.2)	3,140 (6.5)	1,764 (5.6)
55 ～ 59 歳	4,372 (5.5)	2,769 (5.8)	1,603 (5.1)
60 ～ 64 歳	5,127 (6.5)	3,064 (6.4)	2,063 (6.6)
65 ～ 69 歳	6,028 (7.6)	3,502 (7.3)	2,526 (8.0)
70 ～ 74 歳	7,224 (9.1)	4,160 (8.7)	3,064 (9.7)
75 ～ 79 歳	6,093 (7.7)	3,462 (7.2)	2,631 (8.4)
80歳以上	12,632 (15.9)	6,728 (14.0)	5,904 (18.8)
人 口 密 度	39.2	61.7	25.3
高 齢 化 率	40.2%	37.2%	44.9%

(注1) 面 積…「令和6年度全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注2) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[令和6年1月1日現在](日本人住民)

(注3) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口／面積

Ⅱ 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

少子高齢化の進展や中山間地域の過疎などの地域課題に対応するため、長期的・広域的視点からの施策の推進と市や関係機関との連携が重要である。また、住民に身近な保健福祉サービスの見直しによって、地域保健福祉をめぐる情勢は大きく変化している。

こうした変革の動きに対応し、地域の実情に即した地域づくりを推進するため、市の政策形成を側面的に支援する。

(1) 情報収集管理

地域保健福祉施策の展開に必要な情報の共有化を図るため、国・県・管内各市の保健福祉情報の収集及び提供に努める。

(2) 人材育成と資質向上

少子高齢化の急速な進展等に伴い、保健・医療・福祉サービスの需要が増大していることから、保健福祉関係学生の実習指導を実施し、人材の育成及び資質向上に努める。

(3) 圏域地域保健対策協議会

管内各市、各地区医師会、各市歯科医師会、三次薬剤師会、公立・公的病院、備北メディカルネットワーク、庄原市公衆衛生推進協議会、各市社会福祉協議会及び保健所・厚生環境事務所等の関係団体で構成する「備北地域保健対策協議会」では、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的として、地域内の保健・医療・福祉を推進するため、これらに関する事項を総合的に調査し、必要な事業を実施する。

2 災害対策

広島県地域防災計画に基づき所内の災害対策配備計画を策定し、気象警報等の発令時において、災害発生に備えた警戒体制等を構築する。

また、災害が発生した場合は、被害状況を迅速に確認・調査するとともに、公衆衛生チームの派遣などによる支援を実施する。

さらに、災害救助法が適用された場合は、管内の各市が実施する災害救助活動等に対する必要な支援や指導を実施する。

3 高齢者等保健福祉対策

(1) 第9期ひろしま高齢者プランの推進

第9期ひろしま高齢者プラン（R6～R8）において、必要な医療・介護サービスを適切に利用できることにより、住み慣れた地域において最後まで自分らしく暮らし続けることができる圏域の実現を目標として、広域的な医療と介護の連携を強化するため、各市、関係機関・団体等と連携した取組を推進する。

また、各市の地域包括ケアシステムが強化されるよう支援する。

(2) 介護サービスの推進

指定した管内の居宅サービス事業者に対して、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置いて、事業者の支援を基本としつつ介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る目的で、市と連携して、事業者指導を実施する。

4 母子・父子・寡婦福祉対策

母子・父子世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて養育している児童の福祉を増進するため、管内の市と連携しながら、母子父子寡婦福祉資金の円滑な貸付を行う。

また、母子父子寡婦福祉資金の償還については、償還開始時に面接して償還計画や償還準備に関する指導・助言を行うとともに、滞納発生時には早期に相談に応じるなどの対応により、円滑な償還促進に努める。

5 医療対策

(1) 医療施設の指導

備北圏域における適正な医療提供体制を確保するため、主として病院・有床診療所を中心に立入検査を実施し、医療従事者の確保、医療安全対策、防火・防災対策等に関する指導を行う。

(2) 備北二次保健医療計画の推進

第8次広島県保健医療計画（R6～R11）の一部としての備北二次保健医療計画において、地域における基本的な保健医療サービスの提供体制や、圏域内で重点的に取り組むべき施策を記載して、保健医療福祉関係者それぞれの役割分担を踏まえた地域における連携方策や、重点的な課題に対する取組方針を明らかにしている。関係機関との連携体制を強化しながら、この計画を推進することで、住民一人ひとりの疾病予防などによる健康寿命延伸や、地域包括ケアシステムの強化、地域で安心して暮らせる仕組みづくりが促進されるよう各種の事業を展開する。

ア 疾病・事業別の医療提供体制の構築

主要な5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）と地域医療の重要な課題となる5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急を含む））、在宅医療と介護の連携体制における目標を達成するための関係機関の取組を推進するとともに、年度ごとに進捗状況を把握して必要な見直しを行う。

イ 保健医療対策の推進

その他の保健医療対策（歯科保健、保健医療体制を支える人材の確保・育成）について、関係機関の取組を推進するとともに、年度ごとに進捗状況を把握して必要な見直しを行う。

(3) 地域医療構想の実現に向けた取組の推進

限りある医療・介護資源を効率的に活用するため、病床の機能の分化と連携による質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの強化を一体的に進めることとして、備北地域医療構想調整会議において、地域の実情に応じた協議を継続する。

6 健康増進・栄養改善対策

(1) 健康づくり対策

ア 健康ひろしま21推進事業

県健康増進計画「健康ひろしま21（第3次）」（R6～R17）に基づき、健康寿命の延伸を目標に、各市・関係機関と連携の上、事業を展開し、毎年評価を行いながら推進していく。また、各市の健康増進計画が推進されるよう支援する。

イ たばこ対策

禁煙週間を中心とした、庁舎内全面禁煙の実施や禁煙指導・受動喫煙防止の取組を実施するとともに、令和2年4月1日からの改正健康増進法の全面施行を受け、飲食店等を対象に受動喫煙防止の普及啓発を行う。

また、妊婦やその家族に対して、受動喫煙防止について啓発する。

ウ 健康生活応援店事業

住民の健康づくりを支援する店舗を健康生活応援店として認証する「健康生活応援店推進事業」を推進するため、普及啓発活動を実施し、健康的な生活の推進と、健康に配慮した環境の整備を図る。

エ 食育推進事業

備北圏域食育推進連絡会議を実施し、関係機関・団体等との連携・協働事業を通して、食育の普及とネットワーク体制の構築を図る。

また、市の食育推進計画の策定・推進及び評価について支援を行う。

(2) 栄養改善対策

ア 給食施設指導事業

給食施設における栄養管理及び衛生管理の充実を図るため、個別巡回指導及び研修会等による集団指導を実施する。

イ 食品表示に係る指導

食品表示における保健事項（栄養成分表示等）について望ましい運用を図るため、食品関連事業者等に対して指導・助言を行う。

また、消費者に対し、表示の活用についての普及啓発を行う。

ウ 誇大表示の禁止に係る指導

健康の保持増進等に関する虚偽・誇大広告を禁止し、その適正化を図るため、指導・助言を行う。

(3) アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患を有する患者の疾患に対する不安の解消や生活支援を行うため、市・関係機関と連携し、情報提供や相談を行う。

7 感染症対策

(1) 感染症対策

感染症発生時は、患者の人権に配慮した迅速かつ的確な対処を図るとともに、二次感染防止に努める。

感染症の流行状況を感染症発生動向調査事業により把握し、一般市民や医療機関、保健福祉施設等への情報提供や、医療・保健・福祉関係者等を対象とした感染症に関する研修会等を実施し、感染予防に努める。

また、感染症発生時に各関係者が連携し、迅速かつ適確な対応が行えるよう、危機管理演習等を実施し、平時からの防疫体制の充実を図る。

社会福祉施設等での感染症集団発生時には、当該施設や関係機関等と連携し感染予防対策を助言・指導を行い、感染拡大防止に努める。

(2) 結核対策

結核患者への早期面接や患者の接触者への積極的疫学調査及び接触者健康診断の実施により感染拡大防止と結核の早期発見、予防に努める。

結核患者に地域DOTS事業を実施し、確実な服薬管理等の患者支援を行う。

一般市民、高齢者福祉施設職員等に対し、講演会等により結核の正しい知識の普及啓発を図る。

(3) エイズ対策・性感染症対策

全国の新規HIV感染者・エイズ患者報告数は、平成25年をピークとし、年間1,000件程度で推移しており、累計報告数は増加している。また、梅毒報告数は平成27年以降急増している。

HIV・梅毒などの性感染症への感染不安の軽減や感染予防のため、電話や面接による健康相談や匿名・無料のHIV抗原抗体検査及び梅毒検査（平成30年7月開始）を実施する。

また、高校生への健康教育や一般市民を対象としたキャンペーンを実施し、正しい知識の普及啓発に努める。

8 歯科保健対策

第3次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画、健康ひろしま21（第3次）計画、第8次広島県保健医療計画（R6～R11）等に基づいて、各市歯科医師会等の関係機関と連携し歯科保健の地域課題を共有し対策の協議を行い、口腔機能の維持・向上や8020運動の推進を図る。

また、歯科保健の向上を図るため、「歯と口の健康週間」や「いい歯の週間」の取組として、関係機関と連携し、普及啓発を行う。

9 精神保健福祉対策

(1) 医療対策の推進

入院又は在宅の精神障害者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置、精神科病院の実地指導、入院者病状審査及び入院状況調査を行い、患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図る。

(2) 精神保健対策の推進

ア 精神保健福祉相談

心の健康問題、アルコール関連問題等に対応するため、精神科医師・保健師による精神保健福祉相談を実施する。

イ 自殺対策

自殺対策を推進するため、地域関係機関と地域の現状や課題の共通認識を図り、自殺予防の体制整備等地域の実情に沿った対策を検討・実施する。

また、自殺未遂者や自死遺族等に適切な対応を行うため、医療・保健・福祉・教育・警察・消防等関係者に対して研修を実施するとともに、自死遺族支援のあり方を協議する。

ウ 精神障害者地域生活支援

精神障害者の地域生活支援を推進するため、地域の保健・医療・福祉・事業所等関係者が連携し、精神障害者の地域生活を支援する体制について検討するとともに、地域の関係者への啓発を行い、精神障害者に対する理解を深める。

エ アルコール対策

アルコール関連問題の予防を推進するため、保健・医療・教育関係機関等が連携し、アルコール関連問題についての共通認識を図るとともに、地域の課題解決に向けて具体的対応策の検討及び未成年者への取組みを行う。

また、アルコール問題を抱える人に適切な支援ができるよう地域の支援者に対し研修を実施する。

オ その他

専門医同行訪問、事例検討会、精神保健福祉に関する知識普及等を実施する。

10 難病対策

(1) 指定医療費（指定難病）助成事業及び小児慢性特定疾病医療費助成事業

難病のうち、治療が極めて困難であり、医療費が高額であるため、これらの治療研究を推進することにより、指定難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者家族の負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成している。

(2) 難病相談事業等

患者及び家族等の不安解消や負担軽減を図るため、保健・医療・福祉に係る講演会や交流会を開催し、療養上の不安の軽減を図る。

(3) 重症難病患者地域支援事業

在宅の重症難病患者の在宅療養を支援するため、関係する機関と連携のもと、保健師等による訪問指導や、専門医等による訪問診療等を実施する。

11 肝炎ウイルス対策

(1) 肝炎ウイルス検査・相談事業

肝炎ウイルス感染の疑いのある者に対し、予約制で肝炎ウイルス検査を実施するとともに、肝炎に係る相談等に応じ、不安の解消を図る。

(2) 肝炎治療費助成事業、肝がん・重度肝硬変治療費助成事業

ウイルス性肝炎で治療を受ける者に対し、その経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する。

また、平成30年12月から肝がん・重度肝硬変治療費助成事業を開始し、ウイルス性肝炎に起因する肝がん・重度肝硬変で長期にわたり入院治療を受ける者に対し治療費の一部を助成し、令和3年4月からは肝がんに係る外来関係治療費の一部も助成している。

12 母子保健対策

(1) 長期療養児療育相談指導事業

疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、適切な療養を確保するため療養相談を実施する。

(2) 特定不妊治療支援事業、不妊検査費等助成事業

令和4年度から不妊治療が保険適用になったことに伴い、保険適用外の先進医療等の費用の一部を助成している。

さらに令和5年度からは、先進医療等の活用によって治療費の全額が自己負担となった費用の一部も助成している。

また、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の検査・一般不妊治療の費用の一部を助成している。

13 食品衛生対策

食品の多様化と流通の広域化に伴い、食中毒等食品に起因する健康被害は大型化の傾向にある。このため、食品営業施設等に対して、監視指導及び食品等の収去検査等を行い、施設の衛生確保、不良食品の排除に努めるとともに、食品営業者等を対象とした食品衛生講習会を開催し、食品の安全確保、自主衛生管理意識の向上を図る。

平成30年6月の食品衛生法改正により、原則すべての食品等事業者には HACCP に沿った衛生管理が求められ、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取り組みや、食品の特性に応じた取り組みをすることになった。

管理の中心的役割を果たす食品衛生責任者は、工程管理等を中核となって担い、食品の取扱い方法や従事者指導のため、原則すべての施設に設置が求められ、各施設における HACCP に沿った衛生管理定着のため、監視指導の強化と食品衛生責任者の養成を図る。

さらに、営業者による自主的な衛生管理体制の推進、食品の適正表示推進者の育成を図るため、食品衛生協会と連携し教育指導を推進する。

14 生活衛生対策

(1) 生活衛生対策

ア 生活衛生営業施設

生活衛生営業の監視指導業務等は、既に権限移譲市の業務となっているが、円滑な実施が行われるよう、公衆衛生の確保に係る連携を継続するとともに、引き続き支援を行う。

イ 水道対策

生活の基本的施設である水道施設の老朽化、人口減少等の課題に対応し、安全な水が安定的に供給されるよう、水道事業者に対し、施設の維持修繕、計画的な更新を指導するとともに、施設への立入を実施し、適正な維持管理について指導する。

また、自然災害等による断水や水質事故発生時における危機管理体制の一層の充実を図るよう努める。

(2) 狂犬病予防対策

飼犬の登録及び狂犬病予防注射の業務が円滑に実施されるよう、市、地区獣医師会等への支援を行うとともに、狂犬病発生時の迅速な対応措置等に備え連携に努める。

15 薬事対策

(1) 薬事対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保や毒物・劇物等による危害防止を目的とした製造業者・販売業者等関係施設に対する監視指導及び法令に基づく収去検査等による不良品・不正表示品の排除に努めるとともに、医薬品等の適正使用の普及推進に努める。

また、医療機関、薬局等の麻薬・覚醒剤等の各取扱施設に対して重点的に監視指導を行い、適正な管理及び使用に努める。

併せて、けし・大麻等の不正栽培防止と自生けしの撲滅を行うため、自生けしの除去等を行う。また、リーフレット等により住民への啓発に努める。

(2) 薬物乱用防止対策

薬物乱用は、近年、大きな社会問題となっており、広島県薬物乱用防止指導員備北地区協議会と連携し、626 ヤング街頭キャンペーンや薬物乱用防止講習会等の開催を通じて、地域に密着した啓発活動に努める。

(3) 献血推進対策

医療技術の進歩に伴い、血液製剤の需要が年々増加しており、安定した血液製剤の供給のために、市及び関係諸団体の協力により、特に 400ml 献血の実施を推進するとともに、献血思想の普及と各献血組織の強化を図る。

(4) 温泉対策

温泉法に基づき、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉を掘削しようとする者等への指導を行う。

16 環境保全対策

(1) 環境保全に係る普及啓発

平成 24 年度、地域の環境保全活動団体と県、三次市、庄原市、県立広島大学庄原キャンパス及び市民団体が連携し、「広島県北部地域環境活動推進協議会」を設立し、関係者間のネットワークを構築した。

協議会においては、地域の良好な環境の次世代への継承を目指し、団体間の情報の共有化及びネットワークの強化を図るとともに、活動を広く情報発信することにより、構成団体の自主的な環境保全活動を支援している。

(2) 大気保全対策

大気汚染防止法に関する事務は、三次市及び庄原市に事務の移譲が行われている。

フロン類排出抑制のためフロン類充填回収業者への立入検査を行っている。

(3) 水質保全対策

水質汚濁防止法に関する事務は、三次市及び庄原市に事務の移譲が行われている。

関係機関と協力し、公共用水域の水質汚染事故に対応するほか、地下水を含む公共用水域の環境基準の適合状況を監視している。

(4) 化学物質対策

ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務は、三次市及び庄原市に事務の移譲が行われている。

ダイオキシン類対策の一環として、大気に係る環境汚染状況調査や廃棄物焼却施設の排ガス等の検査を実施している。

(5) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づき土地の所有者等に対し、土地の形質変更時等において必要な指導を行い、土壌汚染の未然防止を図っている。

(6) 公害苦情事案への対応

市等関係機関と連携をとり、迅速かつ的確な対応に努めている。

17 廃棄物対策

(1) 一般廃棄物対策

浄化槽事務に関しては、その多くの事務を三次市及び庄原市に移譲している。

浄化槽の保守点検を行う業者の登録を行い、年一回立入調査等を実施し、浄化槽の適正な保守点検の指導を行っている。

(2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物処理業者や自動車リサイクル関連業者、解体業者及びPCB廃棄物保管事業所への立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導している。

(3) 不法投棄等防止対策

廃棄物の不法投棄等をランドパトロールや空からのスカイパトロール等により監視するとともに、市、警察署及び県関係機関等で構成する「広島県北部地域廃棄物不法投棄等防止連絡協議会」を開催し、不法投棄防止に係る情報交換や合同パトロールを実施し、不法投棄などの早期発見・早期是正に努めている。

Ⅲ 資 料

管内の状況 一覧（その１）

（令和6年3月31日現在）

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市	備 考
(※)	保 育 所 公 立	-			
(※)	私 立	-			
(※)	母 子 生 活 支 援 施 設	-			
(※)	児 童 館	-			
(※)	児 童 遊 園	-			
(※)	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-			
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	7		7	
	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	70		70	令和6年4月1日現在
	介 護 医 療 院	1		1	
	病 院	10	5	5	
	一 般 診 療 所	88	53	35	
	歯 科 診 療 所	38	20	18	
	歯 科 技 工 所 数	16	10	6	
	助 産 所	2	1	1	
施 術 所	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係	41	30	11	
	柔 道 整 復 師 法 関 係	25	17	8	
	衛 生 検 査 所	2	2		
	給 食 施 設 数	121	67	54	
	食 品 関 係 施 設 数 (旧 法 許 可)	798	487	311	
	食 品 関 係 施 設 数 (新 法 許 可)	749	444	305	
	食 品 関 係 施 設 数 (新 法 届 出)	1,490	849	641	
	旧 食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	36	19	17	
	犬 の 登 録 頭 数	5,258	3,182	2,076	
(※)	水 道 用 水 供 給 水 道 事 業	-			
(※)	上 水 道 事 業	2	1	1	
	簡 易 水 道 事 業	-			
(※)	専 用 水 道	-			
	薬 局	52	32	20	
	店 舗 販 売 業	29	17	12	
	卸 売 販 売 業	10	9	1	
	既 存 薬 種 商 等	-			
	特 例 販 売 業	4	2	2	

管内の状況 一覧（その２）

（令和6年3月31日現在）

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市	備 考
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	62	45	17	
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	221	139	82	
麻 薬 取 扱 者	265	177	88	
(※) 温 泉 利 用 施 設	-			
ば い 煙 発 生 施 設	-			
ば い 煙 関 係 特 定 施 設	-			
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	-			
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	-			
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	-			
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	-			
水 銀 排 出 施 設	-			
ダ イ オ キ シ ン 関 係 特 定 施 設	-			
水 質 汚 濁 関 係 特 定 事 業 場	-			
第一種フロン類充填回収業者（事業者数）	16	12	4	
汚 水 等 関 係 特 定 事 業 場	-			
汚 染 土 壌 処 理 業	-			
(※) ご み 処 理 施 設 焼 却 施 設	-			
(※) R D F施 設	-			
(※) 資 源 化 施 設 （RDF施 設 を 除 く）	-			
(※) 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	-			
(※) し 尿 処 理 施 設	-			
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	132	85	47	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	2		2	
産 業 廃 棄 物 処 分 業	26	16	10	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	-			
中間処理施設	27	15	12	
最終処分場	-			
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	19	9	10	
産 業 廃 棄 物 事 業 場 外 保 管 届	-			
産 業 廃 棄 物 多 量 排 出 事 業 者 処 理 計 画 策 定 事 業 所	32	22	10	
自動車リサイクル 引取業者	20	11	9	
フロン類 回収業者	8	5	3	
解体業者	3	1	2	
破砕業者	3	1	2	

（注1）備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

（注2）（※）は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和5年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計	13	52	8	
小 計	-	-	-	
保 健 師				
小 計	13	52	8	
管 理 栄 養 士	5	20	4	安田女子大学
	8	32	4	広島女学院大学
小 計	-	-	-	
社 会 福 祉 主 事				
小 計	-	-	-	
医 師				
小 計	-	-	-	
歯 科 衛 生 士				
小 計	-	-	-	
訪 問 介 護 員				
小 計	-	-	-	
そ の 他				

(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

(令和5年度)

区分	保健計画 の策定・ 地域診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・ 生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)	
							結核 (7)	エイズ (8)
実施回数(01)	-	1	-	-	-	5	1	-
参加延人員(02)	(-)	(3)	(-)	(-)	(-)	(134)	(58)	(-)

区分	精神保健福祉 (9)	難病 (10)	介護保険 (11)	健康危機管理 (12)	その他 (13)	計 (14)
実施回数(01)	10	1	-	1	3	21
参加延人員(02)	(208)	(6)	(-)	(25)	(68)	(444)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況

(令和5年度末現在)

名 称	備北地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成13年12月13日
構 成 団 体	三次市・庄原市
	三次地区医師会・庄原市医師会・三次市歯科医師会・庄原市歯科医師会・三次薬剤師会・備北メディカルネットワーク
	市立三次中央病院・三次地区医療センター・総合病院庄原赤十字病院・庄原市立西城市民病院
	庄原市公衆衛生推進協議会
	三次市社会福祉協議会・庄原市社会福祉協議会
	北部保健所・北部厚生環境事務所
会 長	中西敏夫(三次地区医師会長)
部 会 の 設 置	地域包括ケア支援専門部会・健康ひろしま21専門部会・保健医療計画推進専門部会・感染症対策専門部会
総 会	
理 事 会	令和5年5月25日、令和5年8月3日、令和5年10月26日、令和6年3月14日
事 業	事 業 名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業、地域自殺対策医療連携事業、広域災害救急医療システム研修、健康ひろしま21(第2次)圏域計画に係る最終評価等
補 助 事 業	市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成
	三次・庄原地区他職種連携会議研修費助成
そ の 他	

(4) 医師臨床研修受入れ状況(該当なし)

(令和5年度)

職 種	実人員	延人数	研修期間	臨床研修病院名
計	-	-	-	
医 師				
歯科医師				

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	社会 福祉 法人	社会 福祉 協議 会	医 療 法 人	民 法 法 人	営 利 法 人	非 営 利 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		120	64	9	19	-	17	-	2	-	2	7	-
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	70	37	7	10	-	9	-	2	-	1	4	-
	訪 問 介 護	10	4	5					1				
	訪 問 入 浴 介 護	1	1										
	訪 問 看 護	5	2		1						1	1	
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2			2								
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-											
	通 所 介 護	10	5	1	1		1		1			1	
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	1		3							1	
	短 期 入 所 生 活 介 護	21	21										
	短 期 入 所 療 養 介 護	4			3							1	
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3										
	福 祉 用 具 貸 与	5		1			4						
	特 定 福 祉 用 具 販 売	4					4						
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	49	27	2	8	-	8	-	-	-	1	3	-
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	1	1									
	介 護 予 防 訪 問 看 護	5	2		1						1	1	
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2			2								
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-											
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	1		3							1	
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	20	20										
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3			2							1	
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3										
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	5		1			4						
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	4					4						
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 医 療 院	1			1								

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	庄 原 市
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		120	120
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	70	70
	訪 問 介 護	10	10
	訪 問 入 浴 介 護	1	1
	訪 問 看 護	5	5
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	2
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	
	通 所 介 護	10	10
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	5
	短 期 入 所 生 活 介 護	21	21
	短 期 入 所 療 養 介 護	4	4
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3
	福 祉 用 具 貸 与	5	5
	特 定 福 祉 用 具 販 売	4	4
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	49	49
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	2
	介 護 予 防 訪 問 看 護	5	5
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	2
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	5
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	20	20
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3	3
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	5	5
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	4	4
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	1	1
	介 護 医 療 院	1	1

(3) 運営指導等件数

(令和5年度)

区 分	総 数	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	介 護 医 療 院
実 地 指 導 件 数	42	23	18	-	1

身体障害者等福祉対策

(1) ろうあ者専門相談員の相談指導状況

(令和5年度)

区 分	延 相 談 者 数	実 相 談 者 数	相 談 指 導 件 数	相 談 指 導 内 容											
				家 族 関 係	生 活 ・ 生 計	職 業 職 場 関 係	住 居	健 康 ・ 医 療	教 育 ・ 育 児	障 害 者 福 祉 サ ー ビ ス 等	補 装 具 ・ 日 常 生 活 用 具	年 金 ・ 保 険	各 種 制 度	災 害	そ の 他
総件数	275	41	492	24	4	1	5	162	-	2	27	1	2	4	260

母子・父子・寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況

(令和5年度)

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
合 計	件 数	5	4	1
	貸付額(千円)	(2,517,300)	(2,054,000)	(463,300)
事業開始資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修学資金	件 数	2	2	
	貸付額(千円)	(1,044,000)	(1,044,000)	
技能習得資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修業資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就職支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生活資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
住宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就学支度資金	件 数	3	2	1
	貸付額(千円)	(1,473,300)	(1,010,000)	(463,300)
結婚資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

(2) 父子福祉資金の貸付状況

(令和5年度)

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
合 計	件 数	2	2	-
	貸付額(千円)	(932,700)	(932,700)	(-)
事業開始資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修学資金	件 数	2	2	
	貸付額(千円)	(932,700)	(932,700)	
技能習得資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修業資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就職支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生活資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
住宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就学支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
結婚資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

(3) 寡婦福祉資金の貸付状況(該当なし)

(令和5年度)

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
合 計	件 数	-	-	-
	貸付額(千円)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修学資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
技能習得資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修業資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就職支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生活資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
住宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就学支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
結婚資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分			総 数	三 次 市	庄 原 市
病 院 数	施 設 数		10	5	5
	病 床 数	小 計	1,664	1,089	575
		一 般	773	462	311
		療 養	654	390	264
		精 神	235	235	
		結 核	－		
		感 染 症	2	2	
	救 急 告 示		4	2	2
一 般 診 療 所	施 設 数		87	53	34
	病 床 数	一 般	76	74	2
		療 養	21	21	
	救 急 告 示		1	1	
歯 科 診 療 所			38	20	18

- (注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。
- (注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。
- (注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(令和5年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯科診療所
立入検査延件数	13	10	3	
新規開設に伴う 使用許可件数	－			
構造設備の変更に 伴う使用許可件数	5	5		

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施 設 数 A	121	4		23	4	66	24
指 導 延 数 B	55	10		12	1	32	
1施設当たり指導 回 数 B ／ A	0.5	2.5	－	0.5	0.3	0.5	－

(注) 表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給食施設 に対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	栄養士 いない 給食に 対する 割合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食施設												
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの						
	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数					
総 数	4	10	-	-	23	12	4	1	66	32	24	-	45.5	58.1	3.6	121	55
学 校					11				7				-	-	-	18	
病 院	4	10			4	4			5	2	1		114.3	123.1	-	14	16
介護老人 保健施設					1	2			5	3			83.3	83.3	-	6	5
介 護 医 療 院									2				-	-	-	2	
老人福祉 施 設					3	6			28	23	1		90.6	93.5	-	32	29
児童福祉 施 設					3		4	1	7		20		2.9	-	4.2	34	1
社会福祉 施 設									6	4	1		57.1	66.7	-	7	4
事 業 所					1								-	-	-	1	
寄 宿 舎									6		1		-	-	-	7	
矯正施設													-	-	-		
自 衛 隊													-	-	-		
一般給食 センター													-	-	-		
そ の 他													-	-	-		

(2) 食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況

ア 立入、買上検査、収去検査、報告徴収、物件提出要求の件数（単位：件）（令和5年度）

区分	立入	買上検査		収去検査		報告徴収		物件提出要求	
	件数	検体数	違反 検体数	検体数	違反 検体数	件数	違反 件数	件数	違反 件数
食品表示法 （保健事項）									
健康増進法 （第65条第1項）									

※立入件数は、食品表示法第8条に基づくものである

イ 指導件数（単位：件）（令和5年度）

	件数	内 訳		再 掲							
		食品 （添加物除く）	添加物	生鮮食品			加工食品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 （保健事項）	4	4					2			2	
健康増進法 （第65条第1項）	16	16		14			2				

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

ウ 相談件数（単位：件）（令和5年度）

	件数	内 訳		再 掲							
		食品 (添加物除く)	添加物	生鮮食品			加工食品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 (保健事項)	54	54		4			20	6	1	23	
健康増進法 (第65条第1項)											

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査（令和5年度）

区 分		総 数	三次市	庄原市
人 口（令和6年3月31日現在）		81,449	49,106	32,343
健康診査	対象者	501	297	204
	受診者	7		7
	受診率（％）	1.4		3.4
肝炎ウイルス検査	対象者	6,857	6,800	57
	受診者	126	69	57
	受診率（％）	1.8	1.0	100.0

（注）健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績（健康教育、健康相談、訪問指導）（令和5年度）

区 分			総 数	三次市	庄原市
健康教育	個 別	参 加 人 員	-		
		実 施 回 数	94	49	45
	集 団	参 加 人 員	1,091	304	787
健康相談	重 点	実 施 回 数	6	6	
		参 加 人 員	220	220	
	総 合	実 施 回 数	6		6
		参 加 人 員	101		101
訪問指導	対 象 者 数		3		3
	被 指 導 実 人 員		3		3

（注）健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4) 健康生活応援店の状況

(令和5年度末現在)

区 分		延認証店舗数
禁 煙 支 援	禁 煙 支 援	
食 生 活	栄 養 成 分 表 示	1
	野 菜 た っ ぷ り	3
	塩 分 控 え め	3
	ヘルシーオーダーメニュー	
	塩分控えめ推進・応援	
	朝 食 摂 取 応 援	
	食 事 バ ラ ン ス 応 援	
	小 計	7
運 動 実 践	正しい歩き方(ウォーキング)指導	1
	ウォーキング勧奨・応援	4
	小 計	5
そ の 他	健 康 づ く り 応 援	4
合 計		16
実 店 舗 数		9

(5) 食育圏域連絡会議開催状況

(令和5年度)

日 時	場 所	参加機関数	主な議題
令和5年9月26日(火) 14:00～15:30	広島県三次庁舎 第3庁舎 601会議室	12機関	1 広島県及び国の食育推進について 2 各機関・団体の食育の取組について 3 各市食育推進計画の進捗状況について 4 令和5年度食育活性化支援事業に係る協議・決定 5 その他

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備 考
三次市	健康推進課	
三次市	農政課	
三次市教育委員会	学校教育課	
庄原市	保健医療課	
庄原市	農業振興課	
庄原市教育委員会	教育総務課	
三次商工会議所		
庄原商工会議所		
三次農業協同組合	総合企画課	
庄原農業協同組合	営農振興課	
三次市食生活改善推進協議会		
庄原市食生活改善推進員協議会		
広島県北部教育事務所	教育指導課	
広島県北部農林水産事務所	農村振興課	
広島県北部保健所	保健課	

(6) 受動喫煙の報告状況

(令和5年度)

	延件数(年度対応数)				
	指 導・助 言	勧 告	公 表	命 令	罰 則 (過 料)
喫煙禁止場所における喫煙					
喫煙器具、設備等の設置					
紛らわしい標識の掲示、 標 識 の 汚 損 等					
20歳未満の者を喫煙室に 立 ち 入 ら せ る					
そ の 他	1				
計	1	-	-	-	-

延件数(年度分)	
喫煙可能室設置施設 届出書の受理件数	1
喫煙可能室設置施設 変更届出書の受理件数	-
喫煙可能室設置施設 廃止届出書の受理件数	-

感染症対策

(1) 感染症発生状況

(令和5年)

区 分	疾 病 名	件 数	区 分	疾 病 名	件 数
一 類	エボラ出血熱		五 類 (全数)	アメーバ赤痢	
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	
	痘そう			カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	7
	南米出血熱			急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	
	ペスト			急性脳炎※6	
	マールブルグ病			クリプトスポリジウム症	
	ラッサ熱			クロイツフェルト・ヤコブ病	
	小 計 A	-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	
二 類	急性灰白髄炎			後天性免疫不全症候群	
	結核	9		ジアルジア症	
	ジフテリア			侵襲性インフルエンザ菌感染症	
	重症急性呼吸器症候群※1			侵襲性髄膜炎菌感染症	
	中東呼吸器症候群※2			侵襲性肺炎球菌感染症	
	鳥インフルエンザ(H5N1)			水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	1
	鳥インフルエンザ(H7N9)			先天性風しん症候群	
	小 計 B	9		梅毒	3
三 類	コレラ			播種性クリプトコックス症	
	細菌性赤痢			破傷風	
	腸管出血性大腸菌感染症			バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
	腸チフス			バンコマイシン耐性腸球菌感染症	
	パラチフス			百日咳	
	小 計 C	-		風しん	
四 類	E型肝炎			麻しん	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)			薬剤耐性アシネトバクター感染症	
	A型肝炎	1		小 計 E	11
	エキノコックス症		五 類 (定点)	RSウイルス感染症	106
	エムボックス			咽頭結膜熱	142
	黄熱			インフルエンザ※7	2,491
	オウム病			A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	729
	オムスク出血熱			感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	
	回帰熱			急性出血性結膜炎	
	キャサヌル森林病			クラミジア肺炎(オウム病を除く)	
	Q熱			細菌性髄膜炎※8	
	狂犬病			新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月8日以降)	1,375
	コクシジオイデス症			水痘	16
	ジカウイルス感染症			性器クラミジア感染症	1
	重症熱性血小板減少症候群※4			性器ヘルペスウイルス感染症	
	腎症候性出血熱			尖圭コンジローマ	1
	西部ウマ脳炎			手足口病	83
	ダニ媒介脳炎			伝染性紅斑	1
	炭疽			突発性発しん	23
	チクングニア熱			ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	
	つつが虫病	3		ヘルパンギーナ	116
	デング熱			マイコプラズマ肺炎	1
	東部ウマ脳炎			無菌性髄膜炎	
	鳥インフルエンザ※5			メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	55
	ニパウイルス感染症			薬剤耐性緑膿菌感染症	
	日本紅斑熱	1		流行性角結膜炎	7
	日本脳炎			流行性耳下腺炎	15
	ハンタウイルス肺症候群			淋菌感染症	
	Bウイルス病			小 計 F	5,162
	鼻疽				
	ブルセラ症		指定		
	ベネズエラウマ脳炎		新		
	ヘンドラウイルス感染症			小 計 G	-
	発しんチフス				
	ボツリヌス症		新型インフル エンザ等 感染症	新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月7日以前)	4,282
	マラリア			新型インフルエンザ	
	野兔病			再興型インフルエンザ	
	ライム病			新型コロナウイルス感染症	
	リッサウイルス感染症			再興型コロナウイルス感染症	
	リフトバレー熱			小 計 H	4,282
	類鼻疽			総 計 A+B+C+D+E+F+G+H	9,470
	レジオネラ症	1			
	レプトスピラ症				
	ロッキーマウンテン紅斑熱				
	小 計 D	6			

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(令和5年12月31日現在)

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
管 内 人 口		80,743	48,754	31,989
計		23	17	6
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	9	7	2
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	8	5	3
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	-		
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		6	5	1
不 活 動 性 結 核 ・ そ の 他 の 者		-		
有 病 率 (人 口 1 0 万 対)		28.5	34.9	18.8

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(令和5年)

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
管 内 人 口		80,743	48,754	31,989
計 (A + B)		7	5	2
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	3	2	1
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	2	2	
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	-		
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		2	1	1
り 患 率 (人 口 1 0 万 対)		8.7	10.3	6.3
潜 在 性 結 核 感 染 症		2	1	1

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和5年12月31日現在)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市
計	7 (3)	5 (2)	2 (1)
0 歳 ～ 4 歳	- (-)		
5 歳 ～ 9 歳	- (-)		
10 歳 ～ 14 歳	- (-)		
15 歳 ～ 19 歳	- (-)		
20 歳 ～ 29 歳	- (-)		
30 歳 ～ 39 歳	1 (1)	1 (1)	
40 歳 ～ 49 歳	- (-)		
50 歳 ～ 59 歳	- (-)		
60 歳 ～ 69 歳	- (-)		
70 歳 ～	6 (2)	4 (1)	2 (1)

(注1) 下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。
(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況
① 市町別実施状況

(令和5年度)

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
一 般 住 民	対 象 者 数	31,934	17,851	14,083
	受 診 者 数	3,260	1,084	2,176
	受 診 率 (%)	10.2	6.1	15.5



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

② 実施主体別実施状況

(令和5年度)

実施主体		対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
				受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計		40,205	11,057	27.5	5,132	5,857	-	-	-
	事 業 者	従 業 者	5,961	5,782	97.0	1,189	4,591			
	学 校 長	生 徒	590	585	99.2	252	333			
		学 生	309	304	98.4	38	266			
	施 設 長	入 所 者	1,411	1,126	79.8	393	667			
	市町長	一般住民	31,934	3,260	10.2	3,260				
知 事 (保健所長)		計	50	50	100.0	-	24	(-) -	(-) -	29
		接触者健診	31	31	100.0		5			29
		集団健診			-					
		管理検診	19	19	100.0		19			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

オ 市町別家庭訪問指導状況

(令和5年度)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市
実 人 員	13	7	6
延 人 員	63	41	22

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和5年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	477	－	9	－	3	78	387	－	－
うち施設指導分	86					77	9		

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況

(令和5年度)

日 時	令和5年11月2日(木)18時30分から20時
場 所	庄原赤十字病院 西棟6階 講義室
参加人数	87名(会場55名、オンライン32名)
主な議題	演題①「事業継続計画(BCP)について」 演題②「感染症流行時に実際に活用できるBCP作成のポイント」 演習「感染症に係るケーススタディー」

会議構成メンバー

所 属	職 名	備 考
医療機関		
薬剤師会		
警察署		
消防署		
行政機関		
教育機関		
保健所		

(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

(令和5年度)

区 分	相 談 件 数				HIV抗原抗体検査	梅毒検査
	計A+B+C	電話相談A	来所(面接相談)B	家庭訪問指導C		
計	18	18	－	－	7	7
男 性	14	14			5	5
女 性	4	4			2	2

(6) 健康教育実施状況

(令和5年度)

区 分	計	種別内訳		
		感染症対策	嘔吐物処理	結核
実 施 回 数	4	2	1	1
参 加 延 人 員	127	29	40	58
(対 象 内 訳)				三次市

(注1) 種別内訳欄には、結核、エイズ、性感染症、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌等の予防対策名を記入

(注2) エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入。

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入。

(7) 肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況、肝炎治療受給者証の交付状況及び

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(令和5年度)

計A+B	電話相談 A	来 所(面接相談) B
16		16

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(令和5年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査実施件数
	HCV抗体検査		HBs抗原検査
		うちHCV核酸増幅検査	
-	-	-	-

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(令和5年度)

区 分	計	三 次 市	庄 原 市	管 外
申 請 数	-			
交 付 数	-			

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(令和5年度)

区 分	計	三 次 市	庄 原 市	管 外
申 請 数	87	49	35	3
交 付 数	87	49	35	3

(ウ) インターフェロンフリー治療

(令和5年度)

区 分	計	三 次 市	庄 原 市	管 外
申 請 数	8	5	2	1
交 付 数	8	5	2	1

エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

(令和5年度)

区 分	計	三 次 市	庄 原 市	管 外
申 請 数	-			
交 付 数	-			

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況(該当なし)

(令和5年度)

区分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実人員	内 訳				延人員	内 訳			
		身体障害者 （ 児 ）	知的障害者 （ 児 ）	難病患者	その他		身体障害者 （ 児 ）	知的障害者 （ 児 ）	難病患者	その他
実施数	-					-				

(2) 相談事業の状況(該当なし)

(令和5年度)

区 分	回 数	実人員	内 訳			延人員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他
実施数		-				-			

(3) 市町指導・支援の状況(該当なし)

(令和5年度)

区 分	指 導 項 目	総 数	市町名	
			三次市	庄原市
実 施 数	企画・連携・調整	-		
	調査・研究	-		
	情報の収集・提供	-		

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(入院患者数及び通院患者数は3月31日現在)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市	管 内 計	管 外
措置入院患者数	9	7	1	8	1
医療保護入院患者数	150	96	52	148	2
自立支援医療受給者数(精神通院)	1,318	829	489	1,318	
通報件数(精神保健福祉法23条～26条)	12				

(注)通報件数は、令和5年度1年間分の件数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和6年3月31日現在)

障 害 等 級	総 数	三 次 市	庄 原 市
計	989	639	350
1 級	30	19	11
2 級	587	391	196
3 級	372	229	143

(3) 組織育成支援状況(該当なし)

(令和5年度)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市	管 内 計	管 外
計	-	-	-	-	-
患 者 会	-			-	
家 族 会	-			-	
断 酒 会	-			-	
ボ ラ ン テ ィ ア	-			-	

(注) 精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】 会への出席、その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(令和5年度)

区 分		総 数	三次市	庄原市	不明	管内市町計	管 外
面 接	実 人 員	49	33	12	1	46	3
	延 人 員	67	47	15	1	63	4
	内						
	老人精神保健	6	4	2		6	
	社 会 復 帰	20	16	2		18	2
	ア ル コ ー ル	4	3	1		4	
	薬 物	-				-	
	ギャンブル	-				-	
	ゲ ー ム	-				-	
	思 春 期	3	2	1		3	
	心の健康づくり	5	2	2		4	1
	うつ・うつ状態	5	3	2		5	
	摂食障害	-				-	
	てんかん	8	8			8	
	そ の 他	16	9	5	1	15	1
	訳						
	(再 掲 け り ひ き こ も り	(3)	(3)			(3)	
	(再 掲 け り 発 達 障 害	(-)				(-)	
	(再 掲 け り 自 殺 関 連	(-)				(-)	
	(再 掲 け り 自 殺 者 の 遺 族	(-)				(-)	
	(再 掲 け り 犯 罪 被 害	(-)				(-)	
	(再 掲 け り 災 害	(-)				(-)	
	(再 掲 け り 措置入院等退院支援	(-)				(-)	
電 話	相 談 延 人 員	491					
	(再 掲 け り ひ き こ も り	(14)					
	(再 掲 け り 発 達 障 害	(9)					
	(再 掲 け り 自 殺 関 連						
	(再 掲 け り 措置入院等退院支援						

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(令和5年度)

区 分		数 総	三次市	庄原市	管内市町計	管 外
実 人 員		14	7	7	14	
延 人 員		21	9	12	21	-
内 訳	老 人 精 神 保 健	-			-	
	社 会 復 帰	15	8	7	15	
	ア ル コ ー ル	2		2	2	
	薬 物	-			-	
	ギ ャ ン ブ ル	-			-	
	ゲ ー ム	-			-	
	思 春 期	-			-	
	心 の 健 康 づ くり	-			-	
	うつ・うつ状態	-			-	
	摂食障害	-			-	
	てんかん	1	1		1	
	そ の 他	3		3	3	
	(再 掲) ひ き こ も り	(-)			(-)	
	(再 掲) 発 達 障 害	(-)			(-)	
	(再 掲) 自 殺 関 連	(-)			(-)	
	(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族	(-)			(-)	
	(再 掲) 犯 罪 被 害	(-)			(-)	
	(再 掲) 災 害	(-)			(-)	
	(再 掲) 措置入院等退院支援	(-)			(-)	

(6) 個別事例検討会

ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会

(令和5年度)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市	管内市町計	管 外
実 施 回 数	1	1		1	
対 象 者 数	1	1		1	
参 加 延 人 数	11	11		11	

イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会(該当なし)

(令和5年度)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市	管内市町計	管 外
実 施 回 数	-			-	
対 象 者 数	-			-	
参 加 延 人 数	-			-	

ウ その他の事例検討会

(令和5年度)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市	管内市町計	管 外
実 施 回 数	12	7	5	12	
対 象 者 数	8	5	3	8	
参 加 延 人 数	94	44	50	94	

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(令和5年度)

区 分	種 別 内 訳					
	計	予防週間街頭啓発活動	予防週間啓発活動	強化月間街頭啓発活動	強化月間啓発活動	研修会
実 施 回 数	6	1	1	1	1	2
対 象 者		県民	関係機関	県民	関係機関	医療・保健・福祉
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	628	145	143	153	117	70

(注) 種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入。

イ その他の精神保健福祉対策

(令和5年度)

区 分	計	種 別 内 訳				
		アルコール対策			未成年アルコール対策	ギャンブル依存症対策
		研修会	街頭啓発活動	啓発活動	街頭啓発活動	
実 施 回 数	6	1	2	1	1	1
対 象 者		保健・医療・福祉	県民	関係機関	小学校・中学校児童生徒・保護者	県民
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	2,797	39	186	31	2,490	51

(注) 種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入。

(8) 会議開催状況

(令和5年度)

会 議 名	計	精神保健緊急対応連絡会	管内精神保健福祉連絡会	自殺対策連絡会議	「いのち支える広島プラン」に係る説明会	備北圏域精神障害者地域生活支援推進協議会	備北圏域精神障害者地域生活支援実務者連絡会
実 施 回 数	10	1	2	1	1	2	3
参 加 機 関 数 (延 数)	81	6	7	9	3	25	31

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和6年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総数	三次市	庄原市
	承認総件数		736	447	289
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	－	－	－
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	8	7	1
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	1	－	1
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	－	－	－
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	9	6	3
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	102	57	45
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	3	3	－
008	ハンチントン病	神経・筋疾患	1	1	－
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	－	－	－
010	シャルコー・マリー・トウース病	神経・筋疾患	－	－	－
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	21	13	8
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	－	－	－
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	神経・筋疾患	10	9	1
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	1	1	－
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	－	－	－
016	クロウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	－	－	－
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	8	3	5
018	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	10	7	3
019	ライソゾーム病	代謝系疾患	－	－	－
020	副腎白質ジストロフィー	代謝系疾患	－	－	－
021	ミトコンドリア病	代謝系疾患	1	1	－
022	もやもや病	神経・筋疾患	12	10	2
023	プリオン病	神経・筋疾患	－	－	－
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	－	－	－
025	進行性多巣性白質脳症	神経・筋疾患	－	－	－
026	HTLV－1関連脊髄症	神経・筋疾患	－	－	－
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	－	－	－
028	全身性アミロイドーシス	代謝系疾患	7	3	4
029	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	－	－	－
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	－	－	－
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	－	－	－
032	自己貪食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	－	－	－
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	神経・筋疾患	－	－	－
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	1	1	－
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	3	2	1
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	－	－	－
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	1	1	－
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	－	－	－
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	－	－	－
040	高安動脈炎	免疫系疾患	－	－	－
041	巨細胞性動脈炎	免疫系疾患	3	3	－
042	結節性多発動脈炎	免疫系疾患	3	2	1
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫系疾患	14	8	6
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	3	1	2
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	4	4	－

告示番号	病 名	疾 患 群	総 数	三 次 市	庄 原 市
	承 認 総 件 数		736	447	289
046	悪性関節リウマチ	免疫系疾患	5	2	3
047	バージャー病	免疫系疾患	4	2	2
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫系疾患	1	－	1
049	全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	36	20	16
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	免疫系疾患	19	12	7
051	全身性強皮症	皮膚・結合組織疾患	19	12	7
052	混合性結合組織病	免疫系疾患	4	4	－
053	シェーグレン症候群	免疫系疾患	12	9	3
054	成人スチル病	免疫系疾患	4	2	2
055	再発性多発軟骨炎	免疫系疾患	－	－	－
056	ベーチェット病	免疫系疾患	10	7	3
057	特発性拡張型心筋症	循環器系疾患	19	14	5
058	肥大型心筋症	循環器系疾患	5	4	1
059	拘束型心筋症	循環器系疾患	－	－	－
060	再生不良性貧血	血液系疾患	7	3	4
061	自己免疫性溶血性貧血	血液系疾患	－	－	－
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液系疾患	2	1	1
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	12	7	5
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	－	－	－
065	原発性免疫不全症候群	血液系疾患	3	2	1
066	IgA腎症	腎・泌尿器系疾患	16	12	4
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器系疾患	8	6	2
068	黄色靱帯骨化症	骨・関節系疾患	12	9	3
069	後縦靱帯骨化症	骨・関節系疾患	22	10	12
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節系疾患	17	7	10
071	特発性大腿骨頭壊死症	骨・関節系疾患	28	15	13
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌系疾患	－	－	－
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌系疾患	－	－	－
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌系疾患	1	1	－
075	クッシング病	内分泌系疾患	－	－	－
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌系疾患	－	－	－
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌系疾患	1	1	－
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌系疾患	17	11	6
079	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	代謝系疾患	－	－	－
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌系疾患	－	－	－
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌系疾患	2	1	1
082	先天性副腎低形成症	内分泌系疾患	－	－	－
083	アジソン病	内分泌系疾患	－	－	－
084	サルコイドーシス	呼吸器系疾患	10	6	4
085	特発性間質性肺炎	呼吸器系疾患	13	7	6
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器系疾患	6	2	4
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	呼吸器系疾患	－	－	－
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器系疾患	7	4	3
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器系疾患	1	1	－
090	網膜色素変性症	視覚系疾患	10	5	5
091	バッド・キアリ症候群	消化器系疾患	－	－	－
092	特発性門脈圧亢進症	消化器系疾患	－	－	－
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器系疾患	14	11	3
094	原発性硬化性胆管炎	消化器系疾患	－	－	－

告示番号	病 名	疾 患 群	総 数	三 次 市	庄 原 市
	承 認 総 件 数		736	447	289
095	自己免疫性肝炎	消化器系疾患	3	2	1
096	クローン病	消化器系疾患	19	14	5
097	潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	79	47	32
098	好酸球性消化管疾患	消化器系疾患	2	1	1
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器系疾患	－	－	－
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器系疾患	－	－	－
101	腸管神経節細胞僅少症	消化器系疾患	－	－	－
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	－	－	－
103	CFC症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	－	－	－
104	コステロ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	－	－	－
105	チャージ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	－	－	－
106	クリオビリリン関連周期熱症候群	免疫系疾患	－	－	－
107	全身型若年性特発性関節炎	免疫系疾患	1	1	－
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫系疾患	－	－	－
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器系疾患	－	－	－
110	ブラウ症候群	免疫系疾患	－	－	－
111	先天性ミオパチー	神経・筋疾患	－	－	－
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経・筋疾患	－	－	－
113	筋ジストロフィー	神経・筋疾患	1	－	1
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経・筋疾患	－	－	－
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経・筋疾患	－	－	－
116	アトピー性脊髄炎	神経・筋疾患	－	－	－
117	脊髄空洞症	神経・筋疾患	1	1	－
118	脊髄髄膜瘤	神経・筋疾患	－	－	－
119	アイザックス症候群	神経・筋疾患	1	1	－
120	遺伝性ジストニア	神経・筋疾患	－	－	－
121	神経フェリチン症	神経・筋疾患	－	－	－
122	脳表ヘモジデリン沈着症	神経・筋疾患	－	－	－
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	神経・筋疾患	－	－	－
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神経・筋疾患	1	1	－
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神経・筋疾患	－	－	－
126	ペリー症候群	神経・筋疾患	－	－	－
127	前頭側頭葉変性症	神経・筋疾患	1	1	－
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	神経・筋疾患	－	－	－
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	神経・筋疾患	－	－	－
130	先天性無痛無汗症	神経・筋疾患	－	－	－
131	アレキサンダー病	神経・筋疾患	－	－	－
132	先天性核上性球麻痺	神経・筋疾患	－	－	－
133	メビウス症候群	神経・筋疾患	－	－	－
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	視覚系疾患	－	－	－
135	アイカルディ症候群	神経・筋疾患	－	－	－
136	片側巨脳症	神経・筋疾患	－	－	－
137	限局性皮質異形成	神経・筋疾患	－	－	－
138	神経細胞移動異常症	神経・筋疾患	－	－	－
139	先天性大脳白質形成不全症	神経・筋疾患	－	－	－
140	ドラベ症候群	神経・筋疾患	－	－	－
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	神経・筋疾患	－	－	－
142	ミオクロニー欠神てんかん	神経・筋疾患	－	－	－
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	神経・筋疾患	－	－	－

告示番号	病 名	疾 患 群	総 数	三 次 市	庄 原 市
	承 認 総 件 数		736	447	289
144	レノックス・ガストー症候群	神経・筋疾患	-	-	-
145	ウエスト症候群	神経・筋疾患	-	-	-
146	大田原症候群	神経・筋疾患	-	-	-
147	早期ミオクロニー脳症	神経・筋疾患	-	-	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神経・筋疾患	-	-	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神経・筋疾患	-	-	-
150	環状20番染色体症候群	神経・筋疾患	-	-	-
151	ラスムッセン脳炎	神経・筋疾患	-	-	-
152	PCDH19関連症候群	神経・筋疾患	-	-	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神経・筋疾患	-	-	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経・筋疾患	-	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経・筋疾患	-	-	-
156	レット症候群	神経・筋疾患	-	-	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経・筋疾患	-	-	-
158	結節性硬化症	神経・筋疾患	2	1	1
159	色素性乾皮症	神経・筋疾患	-	-	-
160	先天性魚鱗癬	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	皮膚・結合組織疾患	3	2	1
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
164	眼皮膚白皮症	視覚系疾患	-	-	-
165	肥厚性皮膚骨膜炎	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
167	マルファン症候群	皮膚・結合組織疾患	1	1	-
168	エーラス・ダンロス症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
169	メンケス病	代謝系疾患	-	-	-
170	オクシビタル・ホーン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
171	ウィルソン病	代謝系疾患	-	-	-
172	低ホスファターゼ症	骨・関節系疾患	-	-	-
173	VATER症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
174	那須ハコラ病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
175	ウィーバー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
176	コフィン・ローリー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
177	有馬症候群	神経・筋疾患	-	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
179	ウィリアムズ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	1	-
180	ATR-X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
181	クルーゾン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
182	アペール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
183	ファイファー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
184	アントレー・ビクスラー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
185	コフィン・シリス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
186	ロスムンド・トムソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
187	歌舞伎症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
188	多脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
189	無脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
190	鰓耳腎症候群	聴覚・平衡機能系疾患	-	-	-
191	ウェルナー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
192	コケイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-

告示番号	病 名	疾 患 群	総 数	三 次 市	庄 原 市
	承 認 総 件 数		736	447	289
193	プラダー・ウィリ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
194	ソトス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
195	ヌーナン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
196	ヤング・シンプソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
197	1p36欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
198	4p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
199	5p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	1	1	-
202	スミス・マギニス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
203	22q11. 2欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
204	エマヌエル症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
206	脆弱X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	循環器系疾患	1	1	-
208	修正大血管転位症	循環器系疾患	-	-	-
209	完全大血管転位症	循環器系疾患	-	-	-
210	単心室症	循環器系疾患	-	-	-
211	左心低形成症候群	循環器系疾患	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	循環器系疾患	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	-	-	-
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	-	-	-
215	ファロー四徴症	循環器系疾患	-	-	-
216	両大血管右室起始症	循環器系疾患	-	-	-
217	エプスタイン病	循環器系疾患	-	-	-
218	アルポート症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-	-
219	ギャロウェイ・モワト症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	3	2	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器系疾患	1	-	1
222	一次性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器系疾患	10	3	7
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	-	-	-
224	紫斑病性腎炎	腎・泌尿器系疾患	1	1	-
225	先天性腎性尿崩症	腎・泌尿器系疾患	-	-	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	腎・泌尿器系疾患	2	-	2
227	オスラー病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	-	1
228	閉塞性細気管支炎	呼吸器系疾患	-	-	-
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	呼吸器系疾患	1	-	1
230	肺胞低換気症候群	呼吸器系疾患	-	-	-
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	呼吸器系疾患	-	-	-
232	カーニー複合	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
233	ウォルフラム症候群	内分泌系疾患	-	-	-
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	代謝系疾患	-	-	-
235	副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-	-	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-	-	-
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内分泌系疾患	1	1	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	骨・関節系疾患	-	-	-
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	内分泌系疾患	-	-	-
240	フェニルケトン尿症	代謝系疾患	-	-	-
241	高チロシン血症1型	代謝系疾患	-	-	-

告示番号	病 名	疾 患 群	総 数	三 次 市	庄 原 市
	承 認 総 件 数		736	447	289
242	高チロシン血症2型	代謝系疾患	-	-	-
243	高チロシン血症3型	代謝系疾患	-	-	-
244	メープルシロップ尿症	代謝系疾患	-	-	-
245	プロピオン酸血症	代謝系疾患	-	-	-
246	メチルマロン酸血症	代謝系疾患	-	-	-
247	イソ吉草酸血症	代謝系疾患	-	-	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	代謝系疾患	-	-	-
249	グルタル酸血症1型	代謝系疾患	-	-	-
250	グルタル酸血症2型	代謝系疾患	-	-	-
251	尿素サイクル異常症	代謝系疾患	-	-	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	代謝系疾患	-	-	-
253	先天性葉酸吸収不全	代謝系疾患	-	-	-
254	ポルフィリン症	代謝系疾患	-	-	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-
256	筋型糖原病	代謝系疾患	-	-	-
257	肝型糖原病	代謝系疾患	-	-	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-
260	シトステロール血症	代謝系疾患	-	-	-
261	タンジール病	代謝系疾患	-	-	-
262	原発性高カイロミクロン血症	代謝系疾患	-	-	-
263	脳腱黄色腫症	代謝系疾患	-	-	-
264	無 β リポタンパク血症	代謝系疾患	-	-	-
265	脂肪萎縮症	代謝系疾患	-	-	-
266	家族性地中海熱	免疫系疾患	-	-	-
267	高IgD症候群	免疫系疾患	-	-	-
268	中條・西村症候群	免疫系疾患	-	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	免疫系疾患	-	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨・関節系疾患	-	-	-
271	強直性脊椎炎	骨・関節系疾患	-	-	-
272	進行性骨化性線維異形成症	骨・関節系疾患	-	-	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨・関節系疾患	-	-	-
274	骨形成不全症	骨・関節系疾患	-	-	-
275	タナトフォリック骨異形成症	骨・関節系疾患	-	-	-
276	軟骨無形成症	骨・関節系疾患	-	-	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	呼吸器系疾患	-	-	-
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	呼吸器系疾患	-	-	-
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	循環器系疾患	-	-	-
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	循環器系疾患	-	-	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	循環器系疾患	-	-	-
282	先天性赤血球形成異常性貧血	血液系疾患	-	-	-
283	後天性赤芽球癆	血液系疾患	1	1	-
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	血液系疾患	-	-	-
285	ファンコニ貧血	血液系疾患	-	-	-
286	遺伝性鉄芽球性貧血	血液系疾患	-	-	-
287	エプスタイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	免疫系疾患	-	-	-
289	クロンカイト・カナダ症候群	消化器系疾患	1	-	1
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	消化器系疾患	-	-	-

告示番号	病 名	疾 患 群	総 数	三 次 市	庄 原 市
	承 認 総 件 数		736	447	289
291	ヒルシウスプルング病(全結腸型又は小腸型)	消化器系疾患	-	-	-
292	総排泄腔外反症	消化器系疾患	-	-	-
293	総排泄腔遺残	消化器系疾患	-	-	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼吸器系疾患	-	-	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	消化器系疾患	-	-	-
296	胆道閉鎖症	消化器系疾患	-	-	-
297	アラジール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
298	遺伝性膵炎	消化器系疾患	-	-	-
299	嚢胞性線維症	消化器系疾患	-	-	-
300	IgG4関連疾患	免疫系疾患	4	3	1
301	黄斑ジストロフィー	視覚系疾患	-	-	-
302	レーベル遺伝性視神経症	視覚系疾患	-	-	-
303	アッシャー症候群	視覚系疾患	-	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	耳鼻科系疾患	-	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	耳鼻科系疾患	-	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	免疫系疾患	17	5	12
307	カナバン病	神経・筋疾患	-	-	-
308	進行性白質脳症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
309	進行性ミオクロオヌステんかん	神経・筋疾患	-	-	-
310	先天異常症候群	染色体または遺伝子変化に伴う症候群・内分泌系疾患	-	-	-
311	先天性三尖弁狭窄症	循環器系疾患	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	循環器系疾患	-	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	循環器系疾患	-	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	循環器系疾患	-	-	-
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症	腎・泌尿器系疾患	-	-	-
316	カルニチン回路異常症	代謝性疾患	-	-	-
317	三頭酵素欠損症	代謝性疾患	-	-	-
318	シトリン欠損症	代謝性疾患	-	-	-
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	代謝性疾患	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	代謝性疾患	-	-	-
322	βーケトチオラーゼ欠損症	代謝性疾患	-	-	-
323	芳香族Lーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代謝性疾患	-	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	代謝性疾患	-	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	免疫系疾患	-	-	-
326	大理石骨病	代謝性疾患	-	-	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	血液系疾患	-	-	-
328	前眼部形成異常	視覚系疾患	-	-	-
329	無虹彩症	視覚系疾患	-	-	-
330	先天性気管狭窄症	呼吸器系疾患	-	-	-
331	特発性多中心性キャッスルマン病	血液系疾患	2	2	-
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	視覚系疾患	-	-	-
333	ハッチソン・ギルフォート症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	神経・筋疾患	-	-	-
335	ネフロン癆	腎・泌尿器系疾患	-	-	-
336	家族性低βリボタンパク血症1(ホモ接合体)	代謝性疾患	-	-	-
337	ホモシスチン尿症	代謝性疾患	-	-	-
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	消化器系疾患	-	-	-

(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市
承認総件数	5	5	—
スモン	4	4	
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	—		
重症急性膵炎	1	1	
プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	—		

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和6年3月31日現在)

疾病 番号	区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市
	承認総件数	91	59	32
1	悪 性 新 生 物	18	11	7
2	慢 性 腎 疾 患	5	5	
3	慢 性 呼 吸 器 疾 患	3	1	2
4	慢 性 心 疾 患	18	14	4
5	内 分 泌 疾 患	12	9	3
6	膠 原 病	5	3	2
7	糖 尿 病	5	3	2
8	先 天 性 代 謝 異 常	3	2	1
9	血 液 疾 患	3	2	1
10	免 疫 疾 患	1	1	
11	神 経 ・ 筋 疾 患	8	5	3
12	慢 性 消 化 器 疾 患	8	3	5
13	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1		1
14	皮 膚 疾 患	—		
15	骨 系 統 疾 患	1		1
16	脈 系 統 疾 患	—		

(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況(該当なし)

(令和5年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難 病 患 者	そ の 他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難 病 患 者	そ の 他
実 施 数	-					-				

イ 相談事業の状況(該当なし)

(令和5年度)

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 者	そ の 他		本 人	保 護 者 者	そ の 他
				介 護 者				介 護 者	
実 施 数	-	-				-			

(5) 相談事業の実施状況

(令和5年度)

区 分		管 内	管 外
指 定 難 病	実 人 員		
	延 人 員	-	-
	申 請 等		
	医 療	病 気・病 状	
		治 療・服 薬	
	看 護 ・ 日 常 生 活		
	福 祉 制 度		
	歯 科		
	食 事 ・ 栄 養		
	就 労		
	就 学		
	そ の 他		
小 児 慢 性 特 定 疾 病	実 人 員	6	
	延 人 員	7	-
	申 請 等		
	医 療	病 気・病 状	
		治 療・服 薬	6
	看 護 ・ 日 常 生 活		
	福 祉 制 度	1	
	歯 科		
	食 事 ・ 栄 養		
	就 労		
	就 学		
	そ の 他		

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和5年度)

区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	総 数
延 人 員	23	3	26

(注) 相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(7) 家庭訪問指導の状況

ア 指定難病

(令和5年度)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市
実 人 員	-		
延 人 員	-		

イ 小児慢性特定疾病

(令和5年度)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市
実 人 員	-		
延 人 員	-		

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和5年度)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市	所 内	管 外
開 催 回 数	1			1	
実 人 員	12			12	
延 人 員	12			12	

(注) 開催場所別に計上している。

(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況(該当なし)

(令和5年度)

開催回数	-
参加人数	-

(10) アレルギー疾患相談事業等実施状況(該当なし)

ア 相談開催回数

(令和5年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
-	-	-

イ 対象者

(ア) 年齢別内訳

(令和5年度)

年齢	相談実人員	相談延人員
乳児		
1～3歳未満		
3～6歳未満		
6歳以上		
合計	-	-

(イ) 疾患別内訳

(令和5年度)

年齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳児						-
1～3歳未満						-
3～6歳未満						-
6歳以上						-
合計	-	-	-	-	-	-

ウ 連絡協議会等開催状況(研修会実施を含む)

(令和5年度)

開催回数	-
参加人数	-

(11) アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)
(令和5年度)

1

イ 相談内容

(令和5年度)

相 談 区 分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	1
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	
計	1
石綿健康被害救済給付に関するもの	

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(12) 森永ひ素ミルク患者対策(該当なし)

ア 相談等状況件数

(令和5年度)

相 談	- 件
家庭訪問	- 件

イ 連絡会議等開催状況

(令和5年度)

開催回数	- 回
参加人数	- 人

母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成(先進医療)の申請状況

(令和5年度)

区 分	総 数	三次市	庄原市
計 (延件数)	25	17	8

(2) 特定不妊治療費助成(全額自費診療)の申請状況

(令和5年度)

区 分	総 数	三次市	庄原市
計 (延件数)	8	8	-

(3) 不妊検査費等助成の申請状況

(令和5年度)

区 分	総 数	三次市	庄原市
件数	13	10	3

(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

※実証事業対象疾患(SCID・SMA・BCD)含む

(令和5年度)

区 分	総 数	三次市	庄原市
連 絡 票 件 数	1	1	
保 健 指 導 延 人 員	1	1	

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
計		798	487	311
飲食店営業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	235	142	93
	仕 出 し ・ 弁 当	131	79	52
	旅 館	23	12	11
	そ の 他	102	66	36
菓 子 (パ ン を 含 む) 製 造 業		76	42	34
乳 処 理 業		1	1	
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		－		
乳 製 品 製 造 業		4	2	2
集 乳 業		1	1	
魚 介 類 販 売 業		56	36	20
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		1	1	
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		－		
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		2	2	
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		4	2	2
喫 茶 店 営 業		48	38	10
あ ん 類 製 造 業		－		
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		5	2	3
食 肉 処 理 業		5	4	1
食 肉 販 売 業		18	12	6
食 肉 製 品 製 造 業		2		2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		－		
食 用 油 脂 製 造 業		2	1	1
マーガリン又はショートニング製造業		－		
み そ 製 造 業		10	4	6
し ょ う 油 製 造 業		7	4	3
ソ ー ス 類 製 造 業		1	1	
酒 類 製 造 業		3	2	1
豆 腐 製 造 業		4	3	1
納 豆 製 造 業		1	1	
め ん 類 製 造 業		10	4	6
総 菜 製 造 業		42	25	17
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業		3		3
食 品 の 放 射 線 照 射 業		－		
清 涼 飲 料 水 製 造 業		1		1
氷 雪 製 造 業		－		

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市
計	749	444	305
飲 食 店 営 業	464	280	184
調 理 機 能 を 有 す る 自 動 販 売 機	7	3	4
食 肉 販 売 業	22	13	9
魚 介 類 販 売 業	23	11	12
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	－		
集 乳 業	－		
乳 処 理 業	－		
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	－		
食 肉 処 理 業	5	2	3
食 品 の 放 射 線 照 射 業	－		
菓 子 製 造 業	93	56	37
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	3	1	2
乳 製 品 製 造 業	－		
清 涼 飲 料 水 製 造 業	5	2	3
食 肉 製 品 製 造 業	5	3	2
水 産 製 品 製 造 業	5	3	2
氷 雪 製 造 業	－		
液 卵 製 造 業	－		
食 用 油 脂 製 造 業	1	1	
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	9	6	3
酒 類 製 造 業	9	4	5
豆 腐 製 造 業	4	2	2
納 豆 製 造 業	－		
麺 類 製 造 業	10	6	4
そ う ざ い 製 造 業	66	43	23
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	－		
冷 凍 食 品 製 造 業	－		
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	－		
漬 物 製 造 業	15	5	10
密 封 包 装 食 品 製 造 業	－		
食 品 の 小 分 け 業	1	1	
添 加 物 製 造 業	2	2	

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
計		1,490	849	641
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	107	63	44
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	143	81	62
	乳 類 販 売 業	212	131	81
	氷 雪 販 売 業	14	11	3
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	33	20	13
販売業	弁 当 販 売 業	71	44	27
	野 菜 果 物 販 売 業	127	68	59
	米 穀 類 販 売 業	49	31	18
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業	6	5	1
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	57	38	19
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	35	20	15
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	26	14	12
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	186	107	79
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	-		
	い わ ゆ る 健 康 食 品 の 製 造 ・ 加 工 業	-		
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業（飲料の製造を除く。）	9	3	6
	農 産 保 存 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	92	39	53
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	20	10	10
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	-		
	精 穀 ・ 製 粉 業	35	20	15
	製 茶 業	70	31	39
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	-		
	卵 選 別 包 装 業	7	3	4
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	99	58	41
い改正後以外のも る6の8（改正法 を第3法 含む項 による）	行 商	-		
	集 団 給 食 施 設	90	51	39
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	1	1	
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされるもの	1		1
	そ の 他	-		

エ 旧食品関係条例対象施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	三次市	庄原市
計		36	19	17
加工水産物販売業		33	16	17
加工水産物製造業		3	3	
魚介類等行商業		-		
かき 作業場	一 類	-		
	二 類	-		

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(令和5年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件 数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	12	48	2,199
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	7	28	
	集 団 給 食	大量調理施設	8	32	
3回	食 品 製 造 業	県特産品(かき作業場)			
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	26	78	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	28	56	
1回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	777	1,554	
	飲 食 店 営 業	仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	330	330	
	集 団 給 食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	102	102	
	食 品 販 売 業	食肉、魚介類	127	127	
	そ の 他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)			
1回／2年	上 記 以 外		142	71	
1回／3年	上 記 以 外		7	2	
1回／4年	上 記 以 外		1,020	255	
1回／5年	上 記 以 外		1,192	238	
随時	器具又は容器包 装 製 造 施 設				
合 計			3,778	2,921	2,199

(3) 食品衛生監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		997	480	1
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	306	140	
	仕出し・弁当	148	75	
	旅館	23	19	
	その他	142	24	
菓子（パンを含む）製造業		92	45	
乳処 理 業		1	1	
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業				
乳 製 品 製 造 業		4	4	
集 乳 業		1		
魚 介 類 販 売 業		69	31	
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		1	1	
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		1	2	
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		3	4	
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		5	6	
喫 茶 店 営 業		58	3	
あ ん 類 製 造 業				
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		5	11	1
食 肉 処 理 業		7	10	
食 肉 販 売 業		20	31	
食 肉 製 品 製 造 業		5	11	
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業				
食 用 油 脂 製 造 業		2		
マーガリン又はショートニング製造業				
み そ 製 造 業		12	2	
し ょ う 油 製 造 業		7	7	
ソ ー ス 類 製 造 業		1	1	
酒 類 製 造 業		3	4	
豆 腐 製 造 業		5	2	
納 豆 製 造 業		1		
め ん 類 製 造 業		12	11	
総 菜 製 造 業		57	32	
添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る）製造業		4	2	
食 品 の 放 射 線 照 射 業				
清 涼 飲 料 水 製 造 業		2	1	
氷 雪 製 造 業				

(注)施設数は、令和6年3月31日現在である。

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	-	505	-
飲 食 店 営 業		271	
調理機能を有する自動販売機		2	
食 肉 販 売 業		24	
魚 介 類 販 売 業		29	
魚 介 類 競 り 売 り 営 業			
集 乳 業			
乳 処 理 業			
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業			
食 肉 処 理 業		5	
食 品 の 放 射 線 照 射 業			
菓 子 製 造 業		69	
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		5	
乳 製 品 製 造 業		1	
清 涼 飲 料 水 製 造 業		5	
食 肉 製 品 製 造 業		6	
水 産 製 品 製 造 業		3	
氷 雪 製 造 業			
液 卵 製 造 業			
食 用 油 脂 製 造 業			
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業		2	
酒 類 製 造 業			
豆 腐 製 造 業		4	
納 豆 製 造 業			
麺 類 製 造 業		14	
そ う ざ い 製 造 業		56	
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業			
冷 凍 食 品 製 造 業			
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業			
漬 物 製 造 業		8	
密 封 包 装 食 品 製 造 業			
食 品 の 小 分 け 業			
添 加 物 製 造 業		1	

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		-	1,199	-
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)		142	
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)		135	
	乳 類 販 売 業		198	
	氷 雪 販 売 業		8	
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)		5	
販売業	弁 当 販 売 業		116	
	野 菜 果 物 販 売 業		126	
	米 穀 類 販 売 業		55	
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業		2	
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア		68	
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー		74	
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)		4	
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業		203	
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)		-	
	いわゆる健康食品の製造・加工業		-	
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		-	
	農産保存食料品製造・加工業		13	
	調味料製造・加工業		2	
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業		-	
	精 穀 ・ 製 粉 業		9	
	製 茶 業		7	
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業		-	
	卵 選 別 包 装 業		1	
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業		9	
上記以外のもの(改正食品衛生法第6条第3項によるものを含む)	行 商		-	
	集 団 給 食 施 設		22	
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)		-	
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないものの		-	
	そ の 他		-	

エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		55	15	-
加工水産物販売業		50	14	
加工水産物製造業		5	1	
魚介類等行商業				
かき作業場	一類			
	二類			

(注)施設数は、令和6年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(令和5年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		259	1	
食 品	小 計	259	1	
	魚 介 類	7		
	無加熱摂取冷凍食品	1		
	冷凍直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品			
	冷凍直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	5		
	生食用冷凍鮮魚介類			
	魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)	15		
	肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	20		
	乳 製 品	8		
	乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)			
	アイスクリーム類・氷菓	17	1	大腸菌群陽性
	穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	25		
	野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	115		
	菓 子 類	32		
	清 涼 飲 料 水	2		
	酒 精 飲 料	12		
	氷 雪			
	水			
	かん詰・びん詰食品			
	そ の 他 の 食 品			
	添加物及びその製剤			
	器 具 及 び 容 器 包 装			
	お も ち や			
乳	小 計	-	-	
	生 乳			
	牛 乳			
	低脂肪牛乳			
	加 工 乳			
	そ の 他 の 乳			

(5) 集団食中毒発生状況(該当なし)

(令和5年度)

NO	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要
1										
2										
3										
4										
5										

(注) 集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒。

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(令和5年度)

区 分		数 総	三 次 市	庄 原 市
行 政 区 域 内 人 口		81,449	49,106	32,343
計	施 設 数	2	1	1
	立 入 検 査 件 数	16	9	7
	計 画 給 水 人 口	73,194	45,800	27,394
	現 在 給 水 人 口	68,170	43,177	24,993
上 水 道	施 設 数	2	1	1
	立 入 検 査 件 数	16	9	7
	計 画 給 水 人 口	73,194	45,800	27,394
	現 在 給 水 人 口	68,170	43,177	24,993
簡易水道	施 設 数	－		
	立 入 検 査 件 数	－		
	計 画 給 水 人 口	－		
	現 在 給 水 人 口	－		
専 用 水 道	施 設 数	－		
	立 入 検 査 件 数	－		
	現 在 給 水 人 口	－		
簡易専用水道	施 設 数	－		
	立 入 検 査 件 数	－		
小規模水道	施 設 数	－		
	立 入 検 査 件 数	－		

(注1)行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、令和5年3月31日現在である。

(注2)施設数は、年度内に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数である。

(注3)専用水道のうち、浄水受水専用水道は施設数、立入検査数のみ含める。

(注4)保健所の管轄外である国認可の上水道、国及び市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含めない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(令和5年度)

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市
登 録 頭 数	5,258	3,182	2,076
	(295)	(199)	(96)
予 防 注 射 頭 数	3,230	1,903	1,327

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施 設 数			立入検査件数	監視指導率 (%)
		総 数	三 次 市	庄 原 市		
計		383	248	135	122	31.9
薬 局		52	32	20	56	107.7
	(うち健康サポート薬局)	(1)	(1)	(-)	(1)	(100.0)
地 域 連 携 薬 局		-				-
専 門 医 療 機 関 連 携 薬 局		-				-
薬 局 製 造 販 売 業 (薬 局 製 造 業)		3	2	1	2	66.7
医 薬 品 販 売 業	小 計	43	28	15	16	37.2
	店 舗 販 売 業	29	17	12	8	27.6
	卸 売 販 売 業	10	9	1	7	70.0
	薬 種 商 販 売 業	-				-
	特 例 販 売 業					
	一 般	4	2	2	1	25.0
高 度 管 理 医 療 機 器 等 の 販 売 業 ・ 貸 与 業		62	45	17	30	48.4
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業		221	139	82	16	7.2
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業		2	2		2	100.0

(注) 施設数は、令和6年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施 設 数			立入検査件数	監視指導率 (%)
		総 数	三 次 市	庄 原 市		
計		58	32	26	38	65.5
製 造 業		2		2	3	150.0
輸 入 業		-				-
販 売 業	小 計	56	32	24	35	62.5
	一 般	29	21	8	11	37.9
	農 業 用 品 目	27	11	16	24	88.9
	特 定 品 目	-				-
業 務 上 取 扱 者	小 計	-	-	-	-	-
	電 気 め っ き 事 業	-				-
	金 属 熱 処 理 事 業	-				-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	-				-
	し ろ あ り 防 除 事 業	-				-

(注) 施設数は、令和6年3月31日現在である。 - 67 -

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(令和5年度)

区 分		施 設 数 等			立入検査件数	監視指導率 (%)
		総 数	三 次 市	庄 原 市		
計		539	310	229	222	41.2
麻 薬	小 計	101	63	38	79	78.2
	家庭麻薬製造業者	－				－
	卸 売 業 者	3	3		5	166.7
	小 売 業 者	47	29	18	48	102.1
	病 院	9	4	5	18	200.0
	一 般 診 療 所	38	25	13	7	18.4
	歯 科 診 療 所	－				－
	飼 育 動 物 診 療 施 設	4	2	2	1	25.0
	研 究 者	－				－
	大 麻 研 究 者	－				－
向 精 神 薬	小 計	223	126	97	74	33.2
	卸 売 業 者	－				－
	免許みなし卸売販売業者	10	9	1	7	70.0
	免許みなし薬局	53	32	21	50	94.3
	小 売 業 者	－				－
	病 院	10	5	5	11	110.0
	一 般 診 療 所	88	53	35	6	6.8
	歯 科 診 療 所	38	20	18		－
	飼 育 動 物 診 療 施 設	22	7	15		－
	試 験 研 究 施 設	2		2		－
	覚 醒 剤 小 計	－	－	－	－	－
覚 醒 剤 原 料	施 用 機 関	－				－
	研 究 者	－				－
	小 計	215	121	94	69	32.1
	取 扱 者	4	4		6	150.0
	薬 局	53	32	21	47	88.7
	病 院 ・ 診 療 所	136	78	58	16	11.8
	飼 育 動 物 診 療 施 設	22	7	15		－
	研 究 者	－				－

(注1) 施設数は、令和5年12月31日現在である。
(注2) 研究者にあっては、人員数である。
(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(令和5年度)

区 分		収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験				
定量試験	イブプロフェン	1	-	

(5) 献血状況

(令和5年度)

区 分		総 数	三 次 市	庄 原 市
受 付 者 数		1,226	590	636
献 血 者	計	1,070	524	546
	200mL	-		
	400mL	1,070	524	546



献血キャラクター

けんけっちゃん

(注) 献血ルームでの数値は含まない。

(6) 温泉監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施 設 数			立入検査件数	監視指導率 (%指導率)
		総 数	三 次 市	庄 原 市		
計		31	16	15	-	-
温 泉	源泉	31	16	15		-
	利用施設	-				-

(注1) 施設数は、令和6年3月31日現在である。

(注2) 「利用施設」は、権限移譲により事務を所管しておらず掲載していない。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(令和6年3月31日現在)								
区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計							-
	法による届出							
	条例による届出							
VOC(揮発性有機化合物)	計							-
	法による届出							
一般粉じん	計							-
	法による届出							
	条例による届出							
特定粉じん	計							-
	発生施設届出							
	排出等作業届出							
水銀	計							-
	法による届出							
ダイオキシン類	法による届出							
水質汚濁	計	6		-	-	-	-	-
	法による届出							
	条例による届出							
	法による許可							-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである
(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。
(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。
(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況

(令和6年3月31日現在)							
区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	33	3	-	-
	汚染土壌処理業						
	法による届出			32			
	法による申請			1	3		
	条例による報告						

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和6年3月31日現在)					
区 分	登録数	新規登録数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業事業者数	16	1	4	-	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和5年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和5年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別						
		前年度からの繰越	本年度発生分	ばい煙(カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	13	3	10	-	-	-	-	13	-	-
	(調査指導延件数)	(3)	(10)					(13)		
処 理 済	8	1	7					8		
翌年度へ繰越	5	2	3					5		

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。
(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。
(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和5年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現場調査	その他
対 応 件 数	6	6	-

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。
(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網(常設)一覧表

(令和6年3月31日現在)

区 分	市 町	総 数	三 次 市
硫 黄 酸 化 物		1	1
	うち簡易測定法	(1)	(1)
窒 素 酸 化 物		3	3
	うち簡易測定法	(1)	(1)
一 酸 化 炭 素		2	2
	うち簡易測定法	(-)	(-)
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト		1	1
	うち簡易測定法	(1)	(1)
浮 遊 粒 子 状 物 質		1	1
	うち簡易測定法	(1)	(1)
微 小 粒 子 状 物 質		1	1
	うち簡易測定法	(1)	(1)
炭 化 水 素		-	-
	うち簡易測定法	(-)	(-)
降 下 ば い じ ん		-	-
	うち簡易測定法	(-)	(-)
浮 遊 粉 じ ん		-	-
	うち簡易測定法	(-)	(-)
風 向		1	1
	風 速	(1)	(1)
温 度		1	1
	湿 度	(-)	(1)
日 射 量		1	1
	うち簡易測定法	(1)	(1)

(注) 下段の()は、県有施設の再掲。

＜光化学オキシダントに係る緊急時措置＞

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況（該当なし）

（令和5年度）

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
情 報	—	—							
注 意 報	—	—							

（注）区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が0.10ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が0.12ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

(7) 環境調査の実施状況

(令和5年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	(河 川 を 含 む 湖 沼)	江の川水系 上下川 (上下川河口)	12回／年
		江の川水系 馬洗川 (志幸)	
		江の川水系 美波羅川 (美波羅川)	
		江の川水系 川北川 (川北川河口)	
		江の川水系 西城川 (川北川下流)	
		江の川水系 比和川 (比和川)	
		江の川水系 板木川 (板木川)	
	海 域		
	海 水 浴 場		
地 下 水	三次市1地点、庄原市2地点	1回／年	
環 境 ホ ル モ ン 調 査			
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査		
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター高平施設)	1回／年
	酸 性 雨	三次市(広島県三次庁舎)	12回/年
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター高平施設)	2回/年
	水 質		
	底 質		
	土 壌		

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	届出等 受理件数	三 次 市	庄 原 市
し 尿 処 理 施 設	施 設 数	権限移譲により該当なし。			
	立入検査件数				
ご み 処 理 施 設	施 設 数				
	立入検査件数				
一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	施 設 数				
	立入検査件数				
公 共 下 水 道 終 末 処 理 場	施 設 数	11		7	4
	立入検査件数	-			
有 害 使 用 済 機 器 保 管 等 事 業 場	施 設 数	-			
	立入検査件数	-			
浄 化 槽 保 守 点 検 業 者	施 設 数	6		3	3
	立入検査件数	6		3	3

(注)立入検査件数は、令和5年度の状況である。



(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち 全部 廃止	失効	再交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		160	2	5	33	1	94	1	5	-	-	-
A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	134	2	5	23		85		5			
	うち積替え保管を含むもの('a)	19	2	1	5		34					
B	処分業(b ; b = c + d + e)	26	-	-	10	1	9	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	26			10	1	9					
	中間処理・最終処分業(d)											
	最終処分業(e)											
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	146	1	5	29	1	91	1	5	-	-	-
	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	123	1	5	20		82	1	5			
	うち積替え保管を含むもの('a)	15	1	1	4		32					
	処分業(b ; b = c + d + e)	23	-	-	9	1	9	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	23			9	1	9					
	中間処理・最終処分業(d)											
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	14	1	-	4	-	3	-	-	-	-	-
	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	11	1		3		3					
	うち積替え保管を含むもの('a)	4	1		1		2					
	処分業(b ; b = c + d + e)	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3			1							
	中間処理・最終処分業(d)											
	最終処分業(e)											

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和5年度末時点の所管業者の許可件数及び令和4年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和5年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和5年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和5年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和5年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業者数	新規登録 許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数	
					廃止	その他
引 取 業	20	2				
フロン類回収業	8					
解 体 業	3					
破 碎 業	3					
合 計	34	2	-	-	-	-

(注1)登録・許可数は、事業者数である。
(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、令和5年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(令和5年3月31日現在)

区分			施設数			新規許可 件数		変更許可 件数		譲受け・借受け 許可及び 合併・分割認可 件数		届出等受理件数				定期検査		
												廃止		その他				
			事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	
施設数合計			28	-	28	-	-	2	-	-	-	-	-	-	9	1	1	
中間 処理 施設	小計		28	-	28	-	-	2	-	-	-	-	-	-	9	-	1	
	汚泥	脱水	2		2	/										/	/	
		乾燥	2		2	/										/	/	
		天日乾燥	-			/										/	/	
		焼却	-															
	廃油	油水分離	-			/										/	/	
		焼却	-															
	廃酸・ 廃アルカリ	中和	-			/										/	/	
	廃プラス チック類	破砕	2		2	/		1							1	/	/	
		焼却	1		1													1
	木くず・ がれき類	破砕	19		19	/		1							7	/	/	
	木くず・ その他	焼却	2		2	-									1			
	その他		-			-												
最終 処分 場	小計		-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	安定型	-			/											1		
	管理型	-			/													
P C B廃棄物保管事業所			-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	19	/	/	/	
産業廃棄物事業場外保管届			-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業			-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。
(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和5年度の状況である。
(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。
(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(令和5年度)

事業番号			調 査 件 数 等				指 導 件 数						指 導 内 容			
			実施事業所数	調 査 等 延 べ 件 数	分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数		
															うち中間処理施設	うち埋立処分場
1	有害物質排出事業所立入検査															
2	公害防止協定事業所立入検査															
3	産業廃棄物処理業立入検査		44	75	50							1				
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者														
		処理業者	1	2	2	11				1						
5	建設業立入検査		65	78					1	19	5	3				
6	県外産廃事前協議確認立入検査															
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		14	14												
8	P C B廃棄物保管事業所立入検査		1	1												
9	焼却施設立入検査		2	7	7	3	1						1	1		
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）		-回	-台												
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		-回	-件												
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		-回	-件												
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		-回	-件												
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査															
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	15	29					1	2	1	4				
		処理業者	4	9							1	2				
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		1	1	1											
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		2	2	2											
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入															
19	その他事業所立入検査															
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者														
		許可業者														
合 計			149	218	60	2	14	1	-	2	22	7	10	1	1	-

産業廃棄物事案等による立入件数

38

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分地立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和5年度)

	種類	協議 件数	承認 件数	搬出元都 道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物 の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
中間処理	産廃	39	39	9	島根県、岡山県、山口県、 愛媛県、熊本県、兵庫県、 鹿児島県、大分県、佐賀県	コンクリートくず、廃プラスチック、木くず、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、廃石膏ボード、がれき類、鋳さい、金属くず、混合廃棄物	(株)三次衛生工業社、旭有機材(株)、 (株)下井建設、(株)扇工業、(有)セルダムコーポレーション		
	特管								
	計	39	39	9	計 11 種類			-	
最終処分	産廃								
	特管								
	計	-	-	-	計 種類			-	

- (記入要領) 1 令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
 2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
 3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主 催 者	開 催 場 所	出席機関	参加人数	協議内容
令和5年9月1日	北部厚生環境事務所環境管理課	書面開催	三次河川国道事務所、三次市、庄原市、三次警察署、庄原警察署、 北部総務事務所、北部農林事務所、北部建設事務所、北部建設事務所庄原支所、 北部畜産事務所、北部厚生環境事務所	—	・令和4年度不法投棄等防止の取組状況 ・各機関が把握している未解決の不法投棄等 ・不法投棄監視強化対策事業 ・令和4年度家電リサイクル法対象4品目の不法投棄状況等 ・令和5年度の事業計画・情報提供 ・協議会規約、要領の改正について